

## 令和4年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	6番	田 島 清 美
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総務課長	佐々木 正 道
企画課長	山 内 明
福祉子ども課長	花 村 定 行
建設課長	森 泰 人
教育文化課長	田 島 茂 樹
郡教委社会教育課長	堀 内 潤 一

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第2号）

令和4年3月16日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（田島清美君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問であります。三角駐車場と円城寺厩舎エリアの土地活用によるまちづくりについてを質問させていただきます。

笠松町は、今さら言うまでもなく、僅か10平方キロメートルほどの面積の小さな町です。その面積の3分の1が木曾川の河川敷で、町民が暮らせるのは約7平方キロメートルしかありません。そして、北及や門間、円城寺には市街化調整区域もあり、笠松町でまちづくり計画を進めるにはかなり厳しい状況にあることも承知のとおりであります。今回の質問は、こうした状況の中でも、有効活用できる土地、それが三角駐車場と円城寺厩舎エリアでありますので、私の考えを提案し、町長の考え方をお尋ねする質問であります。

まず最初に、三角駐車場についての質問をさせていただきます。

笠松町では、本年度より令和12年度までの10年間における笠松町の在り方を示した第6次総合計画がスタートしました。その計画の中に、リバーサイドタウンかさまつ計画も盛り込まれております。その計画の一部である三角駐車場を埋め立てて、交流と防災の拠点づくりの推進について、昨年9月議会で一般質問させていただきました。

町長の答弁は、今年度計画していたかわまちづくり計画の登録から、都市・地域再生等利用区域の指定に変更する。三角駐車場の埋立てでは、施行場所が河川保全区域であること、線路や道路に接しており、埋立てによる隆起、沈下する可能性があり、交通網に多大な影響が及ぶこと、約5.6万平方メートルという大量の土の確保が必要となること、民有地が多く、借用、または買収する必要があることなどの課題が改めて洗い出されたので、今しばらく時間を要すると認識している。そして、都市・地域再生等利用区域の指定に係る大学教授や地元町内会、商工関係者、漁協、活動団体の方々などから成る協議会にて詳細な内容を検討し、地域の合意形成を得ながら進めていきたいということでありました。

そこで町長にお尋ねします。都市・地域再生等利用区域に指定されたら、リバーサイドタウ

ンかさまつ計画にとってどのようなことができるようになるのかお尋ねします。

次に、三角駐車を埋め立てる件ですが、先ほど4項目の課題があると町長が答弁されておりますが、川島大橋の橋脚が傾いたことにより、建て替えが余儀なくされております。橋脚が傾いた原因は老朽化もありますが、木曾川の主流が右岸側が変わったことによると思われます。それを示すものとして、無動寺前のサイクリングロード脇の護岸が年々浸食され、サイクリングロードのコース変更をしました。

あの場所は、私が無動寺に転居した平成4年当時ですが、川の流れは今の状況よりも15メートルほど南でした。木曾川の本流を変えないとまた同じことが起きると思われまじし、笠松地域の競馬場南や名鉄電車の鉄橋付近は、堤防の決壊危険度が高いと言われており、最近、木曾川の増水では、笠松町内の河川敷の浸水が頻繁に起きており、笠松町の町民の生命、財産を水害から守るためにも、木曾川の本流を変える必要があると思います。

それには、河川内の中州を撤去しなければならないと思います。以前には、木曾川で土砂を採取しておりましたが、その当時は、最近の水害のような規模ではありませんでした。そして、その撤去した土砂を三角駐車埋立てに利用してはと考えますが、国土交通省と早急に協議していただきたいと思いますが、町長の考え方を示してください。

次に、円城寺厩舎エリアの土地活用ですが、円城寺厩舎は老朽化し、本場までの約1キロメートルを一部公道を横切って移動する全国的にも類を見ない形態となっており、放馬事故も数件起きております。こうしたことから、円城寺厩舎を移転させることが以前から話題になっておりましたが、競馬議会ではその決議や報告もありません。しかし、2月13日の中日新聞岐阜県版に、不祥事の余波響く名馬の里と題した記事が掲載されました。内容は、不祥事が発覚して、競馬開催が昨年1月から9月8日再開までできなかったことを受け、令和3年度の経費が5億円の赤字となる見込みから、円城寺厩舎を競馬場隣に移転させる計画が三、四年後の着手となりそうだというものです。

先ほど申しましたように、競馬議会では、円城寺厩舎を廃止し、新たな厩舎を競馬場隣に建設する説明もありませんが、実は昨日、競馬議会の事前説明会があつて、それをお尋ねしましたところ、平成28年の議会で、当時の広江町長が管理者であつたんですが、町長からその説明があつたということなんですけれども、私はその当時競馬議員ではありませんでしたので、その話を聞いておりませんでした。古田町長も、その当時は競馬議員でもありませんでしたので、多分聞いていないというふうに思いますが、そういったことが事実としてあるということでもあります。しかしながら、そういった事実もありながら、新聞に掲載されるということは、まるっきり先の長い話ではなく、信憑性のある話ではないかなということでもあります。

そこで町長にお尋ねします。笠松町にとって、円城寺厩舎エリアは、将来的に有効な場所と土地であり、活用することにより人口拡大につながるものと確信しておりますが、競馬組合で

の議決を待っているのは遅いと思いますので、笠松町としての活用を検討する会を早急に立ち上げてはとも考えますが、町長の考え方を示してください。

次に、第6次総合計画がスタートしたばかりですが、三角駐車場では都市・地域再生等利用区域の協議会が設置されているようです。しかし、円城寺厩舎エリアの土地活用は、第6次総合計画に入っておりませんので、笠松町の人口拡大や交流人口拡大をもってにぎやかで活気のあるまちづくりのため、リバーサイドタウンかさまつ計画や円城寺厩舎エリアの土地活用を包括的に検討する機関を設置し、町民の意向を確認していただきたいと考えますが、町長の考え方を示してください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めておはようございます。

伏屋議員さんの御質問に対する答弁、まず都市・地域再生等利用区域に指定されたらどのようなことができるかのお尋ねについて答弁させていただきたいと思います。

平成21年に策定したリバーサイドタウンかさまつ計画では、町を新たに発展させるため、歴史、文化、自然環境の再生に笠松らしさを付加し、住民協働によるまちづくりの理念の下、町が重点的に進める施策や事業を盛り込んでおり、特に当町固有の水辺の環境の効果的な活用を図るものとして、みなと公園やサイクリングロードの整備等、主にハード整備をメインに進めてまいりました。そして、昨年度、国土交通省の補助事業を活用し、令和時代に即したまちづくり計画へバージョンアップするため、サウンディングやホースセラピーの社会実験、三角駐車場も含めたみなと公園周辺の施設整備や官民連携による事業推進手法の検討を行い、この調査結果による事業計画に基づき、この先週末より社会実験、かさまつm i n a T R Yを実施しているところであります。

河川占有は、一般的に公共性の高い自治体関係が主催するイベント利用などに限られておりますが、みなと公園一帯の河川敷地を都市・地域再生等利用区域として指定されますと、民間事業者によるオープンカフェやキャンプ場、バーベキュー、コンサートの運営などの営利活動が常時可能となり、河川敷の多様な活用が期待され、みなと公園の付加価値や集客力の向上、新たなにぎわいの創出につながるものと考えております。

この指定を受けるには、地域の合意形成が必須であり、大学教授や地元町内会、商工関係、活動団体の方々から成る木曾川・笠松エリア利用調整協議会にて、河川敷の民間利用を是とする合意形成を図るものとして、今回の社会実験もその一環として実施しておるところであります。社会実験では、平日を含めた営業期間中の集客力、有料事業の収益性、利用者及び事業者の満足度などを検証し、その結果は、来年度に参加事業者を広く一般公募し、より大きい規模

で長期間にて再度開催する社会実験に反映させるものとして、併せて都市・地域再生等利用区域の指定申請をしてまいる方針であります。

続きまして、木曽川の主流を変えるために、河川内の中州を撤去し、撤去した土砂を三角駐車場に埋立てに利用してはどうかという御提案についてのお答えであります。河川の流れを変えるための中州の撤去には、掘削やしゅんせつの工事を行うことになります。河川のしゅんせつや掘削は、流下能力増加に効果が期待できる反面、生態系をはじめ河川環境に与える影響が大きく、十分に検討するものとされております。その実施に当たっては、様々な調査、測量を行い、綿密な計画の策定が求められるなど高度な専門知識も必要となり、町が必要性を判断するものではありません。

今回の質問に当たって、木曽川上流河川事務所にお尋ねしたところ、中州の撤去の予定はありませんと聞いており、土砂が発生する見込みもないとのこととあります。現状では、木曽川の主流を変えるために中州を撤去し、その土砂を埋立てに利用することを前提とした国土交通省と協議を行う段階には今のところないものと考えております。

続きまして、円城寺厩舎の土地活用を検討する会の立ち上げと土地活用の包括的検討機関の設置についてのお尋ねでございますが、以前より笠松競馬場では、老朽化する施設の利便性や集客力の向上に向けた環境整備計画が検討され、厩舎関連施設もその中に含まれており、現在の円城寺厩舎を薬師寺厩舎に集約し、競走馬の長距離移動や県道の横断をなくすことで、安全確保につながる整備方針が策定されておりますが、その着手時期については未定であり、今回の不適切事案による開催自粛の長期化の影響もあって、今しばらく時間を要するものと考えているところであります。

円城寺厩舎の土地は、岐南町地内も含めると全体で約10万平米と、両町にとっては貴重なまとまった一団の土地であります。そのほとんどが借地となっており、組合と地権者との間で土地賃貸借契約書が交わされ、現状のままでは土地活用などの事業が進められないと認識しております。加えて、当該地は、市街化調整区域でありまして、開発行為には多くの制限が課せられており、たとえ組合が厩舎移転事業に着手されても、すぐに跡地を活用して何かしらの建設を開始することは難しいのではないかと考えております。

この円城寺厩舎の土地活用は、今後の笠松町の発展に向けて非常に重要であるとは認識しておりますが、様々な課題も抱えている実情もあり、笠松町単独で検討するのではなく、関係する地方競馬組合や県、岐南町と共に足並みをそろえて取り組んでいくべきと考えております。この4者が共通の認識を持って対応に当たらなければ、地権者の同意や開発事業の検討も進まないものと考えておりますので、まずは関係機関の行政サイドによる協議体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、土地活用の包括的な検討機関の設置についてですが、第6次総合計画の基本構想にお

いて、土地利用の基本方針の一つとして、未活用地を有効活用した魅力ある地域の形成を掲げており、三角駐車場や厩舎エリアも含め、町全体の土地活用は、総合計画の方針にはかり進めてまいります。計画推進に当たっては、毎年総合計画審議会において進捗状況や計画内容を検証いたしますので、活用方針が固まった際には、当審議会による審議はもちろん、議会の皆様とも協議いたしたいと思っております。

また、市街化調整区域である厩舎エリアにおける土地活用の方向性が固まり、開発行為を実現させるには、第1段階として、都市計画審議会による調査審議が必要となります。町や県における各審議会にて、その開発行為の必要性や他の用途地域との整合性などの合意を得なければなりませんので、時期が来ましたら、厩舎エリアの開発審議の準備に取りかかり、その後の審議会等に向けた協議も進めてまいりたいと考えております。以上であります。

[7番議員挙手]

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、今の町長の答弁に対してまた質問させていただきます。

まず最初に、三角駐車場の埋立ての件なんですけれども、町長も皆さんも御存じだと思うんですけれども、木曾川は長野県から伊勢湾まで行く間にほとんど左カーブなんです。ということは、右岸のほうに水が当たっているということなんです。私も、今朝しげしげと地図を見てきました。そうすると、長野県にかけて東濃エリアはほぼ真っすぐ、可児、美濃加茂辺りから左折して、坂祝、各務原を回って、各務原市内は大体真っすぐなんです。笠松へ来るとまた左カーブなんです。左カーブのところの水が当たるわけです。当然ながら当たるわけですね。ですから、笠松が非常に危険度が高いというのは一目瞭然で分かるわけですね。ですから、その流れをまずもって変えないと、先ほど申しましたように、川島大橋の橋脚が傾いたというのは、大水による圧力で傾いた可能性もありますけれども、やっぱりふだんからの流れが右岸のほうに来ているというのも大きな原因ではないかということを思います。

そこで、何年前か分かりませんが、私も確認はしていませんが、川島の中に南派川というのがあるんですね。今の本流は北派川というんですかね。南派川のほうにも水が流れるように、その分かれ目のところで河原の石をダンプカー8,000台ほど取って処分したというふうなことも聞いております。しかし、現状、今それをやっても、南派川のほうにあまり流れていないんですね。やっぱり北派川というんですか本流、主流のほうにどンドン水が流れてきておる。

笠松を将来的に守っていくためには、やっぱりこの本流の流れを、今の川の全体構造からいっても、右側ばかり流れているものですからやっぱり危険度が高いということになりますので、やっぱりそれが真ん中を流れてくれれば危険度はそんなにないのかな、少しは緩和される

のかなというふうに思うんですね。したがって、木曾川上流事務所のほうでは、中州を除去するという計画はない。今国交省は多分そういうかもしれません。しかし、笠松として、町民の生命、財産を守る。いわゆる木曾川が決壊したんでは、かなりの被害が起きるということは間違いないわけですね。ですから、そのことも含めて、国交省の意向じゃなくて、笠松の思いを伝えていただく、そういう陳情をやっていただけんかなということをおもうんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほども答弁させていただきました河川の問題は、この議場に多分どなたも河川工学とか土木の専門家はいらっしゃらないと思います。プロの集団である国交省でも、例えば川島大橋が傾いたのも想定できませんでしたし、笠松町でいえば、例の河川環境楽園のサイクリングロードがあそこまで削られてしまうようなことも予測できなかったと思うんです。これだけ河川の問題は非常に専門的で、なおかつ不確定要素が非常に大きい。これは自然そのものに対してもそうだと思います。もし、予測できれば、日本全国毎年のように起きる大雨や堤防の決壊というのは未然に防げる。やはりこれは人間の力がどうしてもあると思います。

なので、ここは、やはり専門家である国交省の見解、木曾上の見解をまずは信頼する。そうすべきだというふうに考えております。例えるなら、外科医に対して、我々素人がここはこういうふうに手術したらどうかというのと一緒でありまして、やはりここはまず常日頃から連携しています国交省木曾上の見解を基にやっていくのと、もう一つ重要なのは、議員おっしゃるように、確かに笠松町にとっては非常に大きな問題ではありますが、河川というのは、先ほどもいみじくもおっしゃられたように、上流から下流までつながっております。

笠松町の視点で考えてやった場合、下流域の市町等に影響を及ぼすことも十分考えられますし、例えば上流のほうでそういう工事をやられて、笠松町のほうにまた影響が及ぶということもありますので、ここは流域の期成同盟会みたいなものがたしかあったはずなんです、治水に関する。そういったところで協議というか、いろいろ皆さんと連携しながら、木曾川流域全体の治水ということで考えていくべき問題ではないかというふうに私は認識しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） 町長はそういう認識だということで今あったんですけれども、それで、先ほど町長が答弁されたように、国土交通省にはプロの方がいらっしゃる、それとまた国土交通省がいろんな機関に諮問している、いわゆる大学の専門家、外部の先生辺りが研究されていることも多々ありますので、そういったところも、こちらから陳情することによって、再度研究といいますか検討をいただけるのかなというふうに思うんですね。

国も、今国土強靱化で、毎年どこかの河川が氾濫をしている。いわゆる線状降水帯による大

雨が降って、河川が氾濫をしているという状況があるわけですね。ですから、国土交通省もかなり国土強靱化に向けて真剣な検討はしてみていると思うんですね。その中に、木曾川もこういうふうな状況ですよと。ですから、国土交通省も十分分かっていると思うんですね、左カーブばかりあるというのは。そこで、国土交通省に検討してもらうためには、笠松町からも陳情しないと、検討にも入らない、入ってくれないというふうに思いますので、笠松町の思いを伝えることも必要ではないかなということをお考えですが、最後、町長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） このたび新しくできました笠松の自然と共生を考える会の中にも、国交省の関係の、たしか共生センターの研究者の方がこういう河川工学に対して非常に専門的な知識を持っていらっしゃると思いますので、またそういった方も通じたり、あるいは木曾上の所長さんに会ったときに、笠松町には今議員のおっしゃられたような提言があるよということはお伝えして、陳情となりますと、やはり今町単独でなりますと、ほかの羽島とか各務原とか流域のところとの関係性がありますので、そこまでに至るまでにまずそういった要望というか、そういうのがあるということをお伝えして、その中でまたリアクションをいただいて、また皆さんと一緒にどういうふうにしていったらいいかということをお考えしていきたいというふうに思っています。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） そういうふうに進めていただければと思いますし、それから前回の9月にもお話しさせていただいたんですが、岐阜県出身の参議院の渡辺猛之さんが今国土交通副大臣なんですね。多分今年の7月に選挙ですから、それまで副大臣をやって、選挙が終わって当選されても副大臣は多分替わるんじゃないかと思うんですね。ですから、今がチャンスだと思いますので、今度4月2日のときには、渡辺猛之先生が笠松にお越しになりますので、そういったときにちょっと耳打ちをしていただくということも必要じゃないかなと思いますので、それは要望しておきますので、よろしくお願ひします。

次に、円城寺厩舎のエリアの活用なんですけれども、先ほど町長が答弁されましたんですが、まだ競馬組合としてははっきりとしたタイムスケジュールも出していませんし、いつ頃をめどにということも分からない状況なんですけれども、ただ我々笠松町としては、あそこの広い土地、これはいろんな条件があります。調整区域ということがあります。地権者の問題もあります。

しかし、あそこを移転させることは、先ほども私ちょっと言いましたように、昨日も質問しましたように、平成28年に競馬議会の中で円城寺厩舎から薬師寺のほうに新しい厩舎を造って移転させるということは説明をしたということをお聞きしたので、それは事

実としてあるんじゃないかなということも思っています。そうなれば、笠松町としてあそこをどういうふうにしたいのかということもやっぱり検討して、笠松町としての青写真をつくって、そして岐南町だとか県だとか、いろんな団体のところと協議に入っていくということをもってしかるべきではないかなということも思います。

ですから、笠松の案がないとその協議にも入れないと思いますし、先ほど町長が答弁で言われたように、あそこの利用区域の制限があるのでいろんな問題がある。それをクリアするためには、いろんな団体との絡みが出てくる。それは私も十分分かります。そのためにも、笠松としてはあそこをどうしたいんやという思いを、やっぱり協議会を立ち上げて検討していくということが必要ではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員のおっしゃることは非常によく分かります。今、あの土地というのは、御承知のように、岐南町もやっぱり絡んできますので、笠松としてというよりも羽島郡として、やはり羽島郡は一つでございますので、岐南町とも密にやっぱり連携して、それとこの開発をよしんばする場合には、当然やはり県にもバックアップをお願いしなきゃいけないと思います。我々、県にも相談しがてら、幾ら青写真をつくっても、実際岐南町や県からやっぱりこれはおかしいよというふうになっちゃうと、これはいたずらに時間を浪費すると思いますので、やるからには、先ほども答弁しましたように、組合を交えた4者がしっかりと同じ方向性を持って、着実にやっぱり進んでいくということが、逆に時間も短く、そういったものが活用できるステップにつながっていくと思いますので、そこらはまずは岐南町さんと、羽島郡としてやっぱり意見統一というか、そういったコミュニケーションを図りながら検討していきたいというふうに今の段階では思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） 私もそういう格好のほうがいいかなというふうに思っています。

以前、平成2年に笠松、岐南、そしてJR東海で覚書を締結したJRの新駅の件もあるんですね。それは、あそこの円城寺厩舎の近場で駅を造るという構想でしたので、その厩舎の移転が一つやっぱりJRとしては、あの当時条件として出されたんじゃないかなということも思うんですね。今の現状で新駅を造っても、当然ながら利用客もないということで、新駅の建設については、JR東海はノーとしか言えないということも私確認しているんですけども、今度、厩舎の移転という新しい事態が起きたときには、JR東海としても話にはまた乗ってくれるといいですか、話合いに応じてくれるんじゃないかなということも思うんですが、岐南町の町長はそういう意向があるということも聞いておりますので、その辺も含めた岐南町との協議を進めていただきたいと思います。その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 岐南の小島町長さんの公約の一つというふうに伺っておりますし、多分これからこういった協議とか研究をするに当たって、岐南町さんからは岐南駅構想というのはまた再び出てくると思います。そのときは、また一緒になって、実現可能なものから、実現のためにやっぱり同じ努力をして、必要であればJRのほうにもそういう御意向というか要望というのを、そういったことも必要になってくると思いますので、そこはやはり羽島郡として足並みをそろえてやっていきたいと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） そういうふうで、笠松としての土地活用をして、本当ににぎわいと活気のある笠松町にしていきたいというふうに思いますので、町長さんの力でどんどん進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

○議長（田島清美君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） おはようございます。

まず初めに、今般のロシア連邦、プーチン政権によるウクライナ侵攻は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。私たち日本人には、世界の平和の実現のために不断の努力を続けていく責任があります。一日も早い侵攻の終結とウクライナ国民の生活、そして世界経済が平穏に戻りますよう心からお祈りしております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

今回は、新型コロナウイルスの家庭内感染時の対応について、笠松町の公共施設の今後の管理について、笠松町内の公共施設におけるネーミングライツと愛称について、以上の3点につきまして質問させていただきたいと思っております。

1つ目は、新型コロナウイルスの家庭内感染時の対応についてです。

現在、新型コロナウイルスは、家庭内で感染するケースが増えているように思われ、1人が感染すると家庭内で広がる状況にあります。では、お子さんのいらっしゃる御家庭で親が感染した場合、子供はどうすればよいのでしょうか。そういった場合には、どこかへ預けることが可能なのか、食事はどうすればよいのか、学校へ通えるのかなど、保護者の方から不安に思われる声をいただいております。そのような場合の笠松町の対応策につきまして教えてください。

2つ目の質問は、笠松町の公共施設の今後の管理についてです。

笠松町では、これまで人口の増加や町民の皆様の多様化する御要望に対し、公共施設を整備され、また必要に応じて修繕や改修等も実施していただき、おかげさまで町民の皆様が安心・安全に御利用いただくことができいております。この場を借りて感謝申し上げます。しかし、笠

松町に34ある公共施設のうち、延べ床面積では約8割が築30年以上経過しております。令和4年現在、築40年以上の主な公共施設は、米野会館は61年、松枝小学校の旧体育館である現在の南体育館は55年、笠松町役場本庁53年、火葬場51年、門間倉庫50年、町民体育館49年、中央公民館47年など、施設の数では20に上ります。

平成29年3月版の笠松町公共施設等総合管理計画による試算では、今後40年間の更新費用は総額643.7億円、1年当たりになると16.1億円の費用が必要とあります。笠松町が公共施設等に充てられる費用は、当時の直近5年間の平均年額8.8億円で、1年当たりの16.1億円に対し、毎年7.3億円が不足となります。人口減少や税収減少が見込まれる中、公共施設の在り方について考えるときが来ているのではないかと思います。一般企業でいいますと、昨今の新型コロナウイルスの影響で売上げが落ち込み、少子高齢化が加速し、教育産業やチェーン店などでも統合や集約が加速しています。売上げが大きく減少したり、赤字に陥ったりしている場合に、現状のまま続けることはよほどの回復の見込みがない限り困難となります。

そこで町長にお尋ねします。さきに上げました施設の中でも、役場のように毎日町民の皆さんが御利用されている施設は休止することはできませんが、20の施設では、築40年を過ぎており、昭和56年以前の建築基準や耐震基準では、町民の皆さんが御利用されているときに万一地震が起きたときの安全が保障されません。災害が起きてからの対処ではなく、起きる前、今こそ検討すべきときが来ているのではないかと思います。この件につきまして、老朽化している施設をどうされるか、町長の方針をお聞かせください。

最後に、3つ目の質問は、笠松町内における公共施設のネーミングライツと愛称についてです。

ネーミングライツは、施設に命名権を導入することで、笠松町にある施設でも新たな名称がつき、活性化すると思われます。笠松町の外に目を向けますと、岐阜県では、県民体育館やふれあい会館には企業などがスポンサーとなり名前を冠しており、岐阜県庁管財課に尋ねましたら、権利金は自治体の収入源となっているとのこと。笠松町でも、例えば総合会館が適した施設ではないかと思われますし、ネーミングライツは北及にあります運動公園や笠松町管理の歩道橋にも適用ができるのではないかと思われ、ルールづくりをされれば実施できるのではないかと思います。

もう一つは、笠松町内にあります坂や通りの愛称についてです。

笠松町には、米野から北及にかけての堤防に、個人宅への坂は含めず、約50の坂があります。その中の一つに、円城寺には、かつて雨が降らずに困っていた農民の元に1人の女性が現れ、手力に参り、そして祭りをするとよいと。すると雨が降り始め、その後、富士神社を造り、その坂をおふじの坂と命名したそうです。坂の中でも主なもので結構ですので愛称を募集し、通行に危険ではない場所に看板を設置するなどすれば、写真を撮りに観光客が笠松町を訪れ、

住んでいる皆さんもこの町により愛着が感じられるのではないかと考えられます。また、看板代などの費用は、命名者や別に寄附を募り、ふるさと納税やクラウドファンディングなどを活用されれば、多額の税金を使わずに済むのではないかと思います。

最後に、町内にある通りの名前についてです。

例えば、笠松地区の消防署のある道は美笠通りと名前がついていますが、田代西のショッピングセンター前の通りや下羽栗小学校北の広い通りは、16メートル道路と抽象的な名前がついています。それらの名前の愛称を募集されれば、どの道かが説明しやすくなるかと思います。笠松町が活性化するためにも、この企画はいかがでしょうか。これらにつきまして、町長のお考えをお聞かせください。

これで質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（田島清美君） 2番 關谷樹弘議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 關谷議員さんからの御質問、まず新型コロナウイルスの家庭内感染時の対応についてお答えさせていただきます。

議員お尋ねの内容につきましては、令和2年第2回定例会において田島清美議員から御質問していただいております、その答弁と同様の内容となりますが、その当時から感染の状況も変化していることから、その点も踏まえてお答えさせていただきたいと思っております。

親がコロナウイルス陽性で、お子さんの検査結果が陰性だった場合は、そのお子さんは基本的に自宅待機となり、保護者の代わりに親族等にお子さんの養育や健康管理をお願いすることになりますが、養育可能な親族がない場合は、県の子ども相談センターで一時保護を行うなどの体制が構築されており、現在も変わっていません。

そのような対応がされている中、現在、第6波の感染状況においては、感染者が非常に増加しており、議員御指摘のとおり、家庭内で感染が広がるケースが多く見られるなど、当時とは状況が変わってきています。これは、現在蔓延していますオミクロン株の特徴で、感染力が非常に強く、同居の家族においては、感染する確率が非常に高くなっている一方、感染した場合においては、比較的軽症なケースが多く、現状では、子供がいる家庭においては、自宅療養を希望するケースが多いと岐阜保健所から聞いており、子供だけが家庭に残るのは極めてまれなケースだと認識しています。

自宅療養における食料品、日用品については、御自身で準備できる場合は準備していただくこととなりますが、希望される方へは、7日分相当の食料等を配送する無料サービスを県が実施しております。新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、基本的に県が行っていますが、町といたしましても、県や関係機関と連携を図り、住民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、老朽化している公共施設の今後の方針についてであります。我が国の多くの公共施設は昭和の高度成長期に建設され、これから一斉に更新時期を迎える一方、当町も含め各自治体の財政は厳しい状況が続く、今後の人口減少などにより、公共施設の利用需要は大きく変化するものと予測され、国は地域の実情に応じた総合的かつ計画的に管理する計画の策定を要請し、当町でも、その方針に即した笠松町公共施設等総合管理計画を平成29年に策定いたしました。

当町の公共施設は、延べ床面積が約6万3,000平米、人口1人当たりの延べ床面積は約2.84平米で、近隣市町とほぼ同程度、多くが昭和40年代に建築され、一般的な耐用年数とされる40年から60年を迎えた施設は全体の約8割となっており、昭和41年築の南体育館や昭和47年築の町民体育館では施設の老朽化が進んでいますが、大規模改修には着手せず、部分的な修繕対応にて維持管理しているのが実情であります。

老朽化が進む公共施設の今後の在り方については、公共施設等総合管理計画に掲げる数値目標の延べ床面積を40年間で約25%削減の達成に向け、統合、複合化、再編などによる集約化や施設の廃止を含めて進めてまいります。災害時の避難所確保の観点も重視し、現存の施設で継続使用が可能なものについては、大規模改修や耐震化などによる延命措置を施し、個々の施設の状況に応じた対策を行ってまいりたいと考えています。

喫緊の課題として、まずは維持管理上、早急に必要な施設対応の優先順位づけや老朽化や今後の安全確保、使用頻度などにより、廃止すべきとの施設を選定し、利用されている関係団体の皆様と協議に着手してまいりたいと考えています。また、令和8年度まで延長となった地方債、公共施設等適正管理推進事業債を活用した施設の除却も視野に入れ、計画的な管理計画の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、町内施設へのネーミングライツの導入についてであります。ネーミングライツは、施設の愛称を命名する権利を民間企業に売却することにより、施設の維持管理等のための安定した財源を確保し、持続可能な施設運営を図るために導入されるものであり、民間企業においても、愛称を命名した施設での集客やイベントなどの開催を通じて、メディアに露出することにより企業名や商品名の宣伝効果が期待できること、企業のイメージアップにつながることを期待され、権利を購入されるものであります。

しかしながら、当町の公共施設のほとんどは、町民の皆さんの文化活動、レクリエーションやスポーツによる健康増進のほか、憩いの場、集いの場として利用される施設であり、町外、県外から多くの集客を見込める施設ではありません。また、ネーミングライツに御協力いただける民間企業は、地元にある規模の大きな事業所に限られることになることから、地域の商工業の発展と併せて、ネーミングライツの導入については考えてまいりたいと思っております。

続きまして、坂や通りの愛称をつけて、活気ある町にしてはどうかという御提案についてで

ありますが、坂や通りへの愛称につきましては、過去には岐阜県の花街道として、平成元年度から整備が始まり、県内の主要な一般国道や主要県道などに花にちなんだ道路愛称がつけられました。町内を通る道路では、米野地内の岐阜県道180号松原芋島線に川島ハナミズキ街道の愛称がつけられておりますが、決して広く浸透しているとは言えない状況であります。坂や通りの愛称などは、行政主導では定着しにくいものと考えており、議員の御質問にもありましたおふじの坂のように、古くからのいわれや特徴などが地域において自然に呼び名が定着しているものと考えておるところであります。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 2番 關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） 3つの質問に対しまして御丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

ほとんどもうお答えをいただきましたので、改めての一问一答はほとんどないんですけど、1番のコロナウイルスの家庭内感染に関しましては、やはり不安に思われている保護者の方が多いですので、今お答えいただいた食料の無料サービスとか、そういうのがありますというのはまたお伝えしておきますので、また機会がありましたら、広報のほうでもよろしく願います。

あと、2番の公共施設の件なんですけど、笠松町は、笠松地区、松枝地区、下羽栗地区とありまして、それぞれに充実した施設があるかと思うんですけど、やはり老朽化をしているということで、遠くの方から見れば、あそこはあまり使われていないんじゃないかとか、そういう御意見もあると思うんですけど、近くの方から見ると、いや、そこは使っているというふうで、やっぱり大切な施設であることは間違いないんですけど、また施設の近くの方だからこそ分かる施設がどのように傷んでいてちょっと使いにくいとか、どこをどうしてほしいかというまた御意見があるかと思しますので、また施設ごとに住民の方に御意見をちょっといただいて、どこをどんな感じにしてほしいかというのを今後していただくことというのはできるんでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほども答弁させていただきましたように、またこういった問題については、利用者の方とか地域の方の意見をしっかりと参考にしながら、またもし仮に廃止となりますと、どれからするかという優先順位も考えながら、それにおいては、また地域の方や議員の皆さんといろいろ御相談しながら、できる限り影響が少なくなるようにしていきたいと考えているところで、急激な影響ではなく、皆さんに納得していただけるような方法を取っていくのがベストではないかと考えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 2番 關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

施設の中には、やはりさっき言われました避難所として活用するというので、大切なスペースになると思うんですけど、とある施設によりまして、御近所の方が、あそこは日頃から電気がつかない部屋があったり、トイレもちょっと壊れたままのところがあるので、そういったのを直してほしいという御意見も来ておりますので、また機会がありましたらお願いします。

また、最後のネーミングライツと愛称についてなんですけど、ネーミングライツはまた企画課さんのほうで、大変かと思えますけど、対応をよろしくをお願いします。

もう一つの愛称についてなんですけど、坂と通りに名前をつけるというのは、やはりちょっとまだ曖昧な点もありますので、あそこのだどこに行きたいんだけどというときに、その道の名前があれば、場所の説明もしやすいということで思いましたので、またほかのまちづくり実行委員会さんとか、そういうところでまた働きをかけましてやっていただければと思います。

これにて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田島清美君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、笠松町の歴史、笠松陣屋について質問させていただきます。

皆さんも御存じのとおり、笠松町は、江戸時代、幕府の直轄領、通称、天領でありました。つまり、幕府も認める主要地区であったわけです。それは、江戸幕府だけでなく、この笠松に神社、仏閣が非常に多いことは、その昔から重要地区であったあかしでもあると思います。その中でも、特に笠松陣屋に関しては、全国に4か所しかない天領、つまり幕府直轄領の郡代の代官所陣屋であったわけで、全国に数多くある城を持たない大名が出張所陣屋として造った陣屋とはつまり格が違うわけです。その後、岐阜県庁としても使われましたが、笠松町として最も誇れる歴史の一つであると私は思っております。

ですが、寂しいのは、この陣屋のことをあまり知られていないということです。陣屋という名前は知っているけど、何かは知らないと言われる方がほとんどです。小学生の子十数人に聞いてみましたが、陣屋という名前すら正直知りませんでした。全国に、先ほど言いました大名の陣屋は200以上あったと言われております。その旗本の陣屋まで含めると1,000以上あった

とも言われています。現代でも、全国の市町村数は1,741ありますから、それ以上に役所はあ  
ると思いますので、決してその1,000という数字は驚く数字ではないと思うのですが、イン  
ターネットなどで陣屋と検索をしますと、全国の自治体が昔あった陣屋を起爆剤としてまちの  
名所にし、アピールしている自治体が非常に多いです。

一昨年、お隣の各務原市にできた公園、その名前は陣屋公園と名づけられました。ただ、そ  
のような地域にあった陣屋と笠松にあったこの天領陣屋とは比べものにならないはずで  
す。なのに、なぜこんなに笠松では知名度がないのでしょうか。同じ郡代陣屋であった高山陣屋は、  
4つのうちの唯一建物が残っていることが大きいとは思いますが、高山市の象徴的な存在とな  
っており、高山市民も誇りに思っているようです。

以前、高山市長と話す機会があったとき、こんなことをおっしゃられていました。市民に市  
内に何か造るとしたら、建物は何が欲しいですかと尋ねると、一つもない映画館とか、そうい  
うものの返答が来ると思いきや、歴史資料館が欲しいという声が多そうです。なので、  
現在、高山市には、歴史的な資料館は6つ以上あるそうです。そのぐらい高山市民は歴史に対  
しての意識が高いということになると思います。市長も、陣屋が残っていたことで、市民たち  
の歴史に対しての意識が非常に高いとおっしゃられていました。

その4つのうちのまた1つ、九州の大分県の日田市もそうです。日田市は、天領という名称  
をフルに活用されております。市内の至るところに天領という文字を見かけられるそうで、小  
さい頃から天領という通称は教わっているそうです。そして、こちらも、多くの市民が天領で  
あったことを誇りに思われているそうです。先ほどの各務原市の公園の件でもそうですが、単  
なる公園の名前かもしれませんが、陣屋と名づけることで、当然陣屋って何という思いが  
出てき、次第に市民の間に陣屋というものも認知されていく、根づいていくものだと思います。

では、笠松はどうでしょう。陣屋に対して意識があるのかどうか。私はこれに尽きると思  
います。こんなに笠松町に陣屋が認知されていない現状、これをつくったのは、私はもはや行  
政のせいだとも思っております。こんなに誇れる建物があったのにもかかわらず、それを主に  
アピールすることなく、町民に対しても、子供教育に対しても、対外向けにも重視してこられ  
なかった現状が今に至ると思っております。これは、本当に非常にもったいないと思いき  
ません。笠松町の補助団体でもある文化協会さんも、何度もこの話題を取り上げイベントなどを行  
っておられます。おかげで、少しずつ浸透しているとは思いますが、もっともっと利用しても  
いい案件だと私は思っております。

昨年、今年にかけて、隕石まんじゅうをお菓子組合と共に作られ、ちょっとしたムーブメン  
トを起こしております。ユーチューブを利用したり、各イベントで出品したりと、非常に面白  
い取組だと私は思っております。この件に関して、町長に以前、なぜ隕石を取り上げられたの  
ですかと尋ねましたときに、せっかくものだから使えるものは何でも使って、少しでも笠松町

を知ってもらえるきっかけになればうれしいじゃないかと、そのようにおっしゃられていました。これは私も同感です。笠松には、眠っているけれど、もっともっと誇れる、アピールできる題材はまだまだあると思います。私はそれを利用しない手はないと思っております。

ただ、その中でも、一番に誇れる題材は、私はこの陣屋だと思うんです。なぜ、もっと陣屋に取り組みられないのか。地元の歴史を学ぶことは教育の中にもあります。小学生がよく笠松町を巡って勉強されているような姿も見かけたりしますけれど、その中に一番に陣屋を取り上げ、陣屋を勉強してもらおう、そうあってほしいと思いますが、どうでしょうか。

ここで、町長に質問いたします。今後、この陣屋をもっと町民に知っていただくために、これを起爆剤として、笠松町をアピールする題材として、補助団体や教育委員会とも共同で力を注いでみてはもらえないでしょうか。すぐに、例えば建物を建てるとか、何かしてほしいとか、なかなかそういうのは難しいとは思いますが、まずは笠松町民に知っていただく、そのために取り組んでいただく、そこからでもしていただきたいと思っております。

また、今日ちょっとお見えじゃないんですが、教育長にも御質問したいです。

教育長は、御存じの笠松町民ではございませんので、ただこの笠松に来られるということで、陣屋のことを御存じであったかどうかをちょっとお聞きしたかったんです。というのも、やはり今後もこの陣屋を認知してもらうためには、今の子供たちの教育にも十分入れていただきたいなと思うのです。今後の笠松町の教育に陣屋というものを知っていただく機会を何とか教育の場でもつくっていただきたいと思っております。

以上でございます。1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（田島清美君） 1番 間宮寿和議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからの笠松陣屋についての御質問に対する答弁をさせていただきます。

美濃郡代笠松陣屋の歴史については、後ほど教育長さんの代理でございますが、申し上げます。議員から、陣屋に対してあまり認知されておらず、笠松町民に対しても町外に対してもあまりアピールされていないとの御指摘がございました。ここにお集まりの皆様もよく御存じかと思っておりますが、大名行列お奴は、今や笠松町民であれば誰もが知る春の風物詩だと思っております。そして、この大名行列お奴の起源については、参加をしてこられた方々は御存じ、あるいはそういえばと思う方がほとんどではないかと思っております。諸説ございますが、大名行列お奴の起源は、江戸時代後期から伝わる行列であり、祭礼の余興として、民に慕われた郡代、岩田鋤三郎を大名に見立てて始まったと言われております。明治維新後、司町、港町の町民が岩田郡代の遺徳をしのび、郡代の格式に合わせて祭りの祭礼余興として復活しました。

2町内で伝承し、実施していましたが、笠松町の貴重な財産であり、後世に伝えることはも

とより、地域の活性化に資するべきものであるということから、平成3年に笠松大名行列お奴保存会が設立され、平成7年には岐阜県重要無形民俗文化財に指定されました。これは、文化伝承に携わった多くの方々の努力と情熱、また美濃郡代笠松陣屋を誇りに思う笠松町民の熱い思いが形として広く認められた結果であると確信しています。笠松町においては、この活動に対し、終始支援を行ってきたところであります。天候やコロナ禍の影響で、令和元年度から令和3年度まで中止となり、そして令和4年度についても中止となりましたが、例年、大名行列お奴の開催時には、町内外から多くの観光客やメディアが訪れ、メディアに対しては、その都度、この大名行列お奴の起源は美濃郡代笠松陣屋を由来していると発信してまいりました。

議員の御質問の中には、子供教育として陣屋を取り上げてほしいということがございました。笠松陣屋については、笠松力検定でほぼ毎年出題されており、小・中学生はこれに毎年参加しています。また、大名行列お奴にも毎年多くの小・中学生、さらには園児たちに参加していただいています。コロナ禍に影響により数年前の実績となりますが、平成30年には100人弱の総参加者のうち、小学生22人、中学生10人、園児7人が参加されております。

そして、この参加される小・中学生の方々は、開催日までの約1週間、夜7時半に役場前の駐車場で行列に参加するための練習を行います。この練習の指導は、保存会が中心となり行われ、その中で保存会の方々から口伝えに、大名行列お奴の起源が美濃郡代笠松陣屋であることを学んでいます。大名行列お奴へ参加することは、その背景にある歴史を肌で学び、文化伝承を体験する最高の学びの機会であると考えています。

また、特に笠松小学校においては、毎年6年生がお奴体験教室で保存会から直接指導を受けておりますし、最近は行えていないものの、笠松中学校においては、大名行列お奴に参加した生徒が校内で披露する場があったとのことであります。コロナ禍において、大名行列お奴も中止が続いており、こうした文化伝承にも影響が出ています。直近の開催が平成30年で、令和4年も中止となり、この4月からの小学1年生から4年生がこの貴重な機会を体験しないことになってしまい、大変残念な状況であります。

議員からの御質問から少し外れてしまいますが、ここで春まつりの現状に目を向けてみたいと思います。

大名行列に多くの小・中学生が参加していただけるのは、非常にありがたいことであります。松枝や下羽栗地域の祭り関係者の方々、また住民の方々からは、一部の小・中学生が地元の祭りに参加せず、大名行列お奴に参加してしまい、小・中学生のおみこしが出せないといった苦情をいただくこともあります。こういったことも含め、笠松、松枝、下羽栗3地域の皆さんの思いや希望を集め、将来に向けて笠松町全体で取り組むために、これからのウイズコロナでの春まつり開催、また大名行列お奴の継続的な開催について、特に笠松地域選出でもあり、本町通りかいわい出身の間宮議員がぜひ先頭に立っていただき、今後の春まつりや大名行列お

奴の在り方についても様々アイデアを出していただきたいと。それが笠松陣屋の名を広める、そういった一助になるのではないかと考えております。そして、笠松町においても、大名行列お奴が再開した暁には、より多くの方々がこの美濃郡代笠松陣屋を今まで以上に意識できるような効果的な試みを、二町教育委員会や文化協会、または民間の有志の方々と協力しながら検討してまいりたいと思っています。

議員の御質問の中で述べられておりましたように、江戸時代、全国に4か所しかない郡代であります。その一つであり、立派な建造物が残る飛騨郡代高山陣屋は観光の目玉となっております。西国筋郡代の九州にある大分県日田市では、笠松町と同様に陣屋の建造物はありませんが、笠松町の大名行列お奴と同様に、西国筋郡代着任行列という名称で、日田天領まつりの目玉として奴行列を行っています。また、残り1つは、関東郡代赤山陣屋で、現在の埼玉県川口市ですが、こちらも建造物はなく、陣屋跡は伊奈氏屋敷跡として埼玉県の史跡に指定されています。ここでは、NPO法人主催の赤山陣屋桜まつりを開催しているとのこと。

現在、陣屋跡の敷地の一部は、美濃郡代笠松陣屋・県庁跡として、町制100年記念の際に、当時をしのぶ史跡として整備されています。残りの大部分については、一般の方が土地所有者となっています。この土地は、史跡として笠松町指定文化財に指定されたため、土地所有者であっても、この土地を利用するためには、敷地内において調査を行う必要があります。調査には、埋蔵文化財の残存の有無だけを調査する試掘調査と埋蔵文化財自体を本格的に調査するための発掘調査があり、試掘調査は、土地所有者からの依頼により笠松町が行うことができますが、発掘調査は土地所有者が行う必要があります。

実際に、土地所有者からの依頼により、今年の1月18、19日の両日に埋蔵文化財の残存の有無を調査する試掘調査を行いました。岐阜県文化伝承課職員、専門業者の立会いの下、2メートル掛ける4メートル、深さ約1.2メートルを6か所試掘しましたが、残念ながら、その当時の物は見つかりませんでした。この調査結果から、今後、この土地で開発を行う際には、土地所有者が行う必要がある発掘調査は不要となりました。現在のところ、土地所有者からは、砂利のままの駐車場として貸し出すことを検討していると聞いておりますが、今後の具体的な将来像はまだ決まっていません。笠松町においてですが、この土地を今後買収するなどし、陣屋にまつわる大きな建造物やその一部である門などを建設するといった計画は今のところございません。しかし、これを民間がクラウドファンディングなどを活用して、具体的な事業を民間主導で行っていくに当たっては、町としても、可能な範囲で支援について検討していきたいと考えています。

現在、笠松町内の和菓子屋で、銘菓笠松隕石が販売されていますが、笠松菓子工業組合と笠松町が協力して開発、PRした結果、大変御好評をいただいています。また、笠松陣屋という和菓子が既に販売されているのは御存じだと思いますが、私も食べたことがあります、栗の

入ったヨウカンの上下を笠松町の木の松の皮をイメージさせるようなスポンジで挟んであり、甘さ控えめ、さっぱりとした大変おいしいお菓子であります。私も好きですが、この笠松陣屋という和菓子は、笠松町の名物になるような菓子を開発しようと笠松菓子工業組合や町職員で開発委員会を組織し、平成7年、町内で一斉販売された際には、笠松町として広くPRを行い、当時のメディアにも大きく取り上げられたそうです。

開発委員会は、このほか、木曾川の若アユをイメージした和菓子、笠松天領鮎と、コンニャクや寒天などをふんだんに使った笠松陣屋弁当も完成され、当時可児市で開催された花フェスタ会場で販売したそうです。和菓子の笠松陣屋だけは、今でも菓子工業組合の和菓子屋さんで買うことができますので、ぜひ皆様も銘菓笠松隕石とともに、笠松陣屋もお買い求めいただきたく、ここで広くPRさせていただきたいと思います。

このように、笠松陣屋のお菓子も決して銘菓笠松隕石と比較しておざなりにしていたわけじゃなく、当時はしっかりと、勝るとも劣らないPRをしていたということをご伝へ申し上げたいと思います。もちろん、また今後、このように行政主導ではなく、民間主導での具体的な事業が立ち上がることが笠松町を盛り上げる起爆剤になると思っておりますので、様々な事業が今後立ち上がることを大いに期待しているところであります。以上であります。

○議長（田島清美君） 社会教育課長。

○郡教委社会教育課長（堀内潤一君） 間宮議員の子供の教育として地元の歴史を学ぶ中に、陣屋を取り上げることに係る御質問にお答えいたします。

歴史上、陣屋は、江戸時代の幕藩体制において、一般的に3万石以下の城を持たない大名の藩庁が置かれた屋敷のことを言い、上級の旗本も陣屋を構えていたと言われております。また、徳川幕府直轄領の代官の住居及び役所も陣屋と言われております。江戸時代に幕府直轄地の笠松に置かれた陣屋は、美濃郡代笠松陣屋と言われ、全国4か所に置かれた郡代の中の一つであります。ちなみに、各務原市の陣屋公園は、旗本徳山氏の居住跡を公園にしたようです。

ところで、この美濃郡代が笠松に置かれたのは、木曾川とも関わりがあるようです。郡代は、直轄領の年貢徴収、民政の安定、裁判などを行いましたが、木曾川の治水事業も担っていました。当時、木曾川の洪水が相次ぎ、難民救助と復旧工事が繰り返し行われました。その陣頭指揮を執っていたのが美濃郡代であります。木曾川の洪水による苦勞を乗り越えてきた笠松の人々ですが、一方では、木曾川には笠松湊ができ、水運を利用して笠松が発展してきたという歴史もあります。このように、笠松は、古くから木曾川と共に歩んできた町であると捉えております。

さて、私自身は、笠松町民ではありませんが、以前に羽島郡内の勤務もあり、笠松町は歴史のある町、文化財の一つに笠松陣屋・笠松県庁跡があり、当時は美濃の政治、経済、交通の中心地であったことを存じておりました。そして、小・中学校でのふるさと教育としてふさわし

い題材であると考えておりました。

続きまして、2つ目の御質問、子供の教育の中に陣屋を取り上げることに関わり3点からお答えいたします。

1点目です。

笠松町内の小学校では、6年生が、総合的な学習の時間で、ふるさと笠松の歴史について調べ学習に取り組んでおります。子供たちは、笠松陣屋をはじめ鮎鯉街道や笠松湊の石畳などについて調べ、実際にこれらの文化財を見学したり、笠松を語り継ぐ会の方の説明を聞いたりしております。また、笠松歴史未来館を訪れ、展示や館員の話から学ぶこともあります。こうした学習を通して、陣屋が笠松に置かれた理由や笠松と木曾川との関わりから、笠松が東海道と中山道をつなぐ交通の要所であったことなどを学んでおります。さらに、各学校では、美濃郡代を大名に見立てて始まったとされる笠松大名行列お奴保存会の方から説明を聞いたり、鮎鯉授業と称して、鮎鯉街道と笠松の人々との関わりを学んだりしております。

2点目です。

笠松町内の小・中学校では、笠松力検定に取り組んでおります。毎年、小学校6年生がキッズ検定を、中学校1年生がビギナー検定を受けております。子供たちは、検定への取組を通して、笠松町の自然、文化、歴史、産業、観光、行政などに触れ、笠松町への興味、関心を高めていきます。検定の中には、美濃郡代笠松陣屋に関する出題もあり、子供たちはおのずと陣屋のことを学ぶことができると考えています。

3点目です。

羽島郡二町教育委員会では、小学校社会科の副読本として、はしまのすがたという本を編集、発行しております。本書は、主として、小学校3・4年生が活用するものですが、本書の中でも、笠松町の町の様子や歴史を伝えるページで笠松陣屋について触れております。また、6年生の社会科や中学校の歴史学習の中でも、江戸幕府の仕組みや明治初期の廃藩置県の学習で、トピック的に笠松陣屋に触れることもできると考えております。

こうしたふるさと笠松を学んだ小学校6年生の子供は、私は木曾川について、人々の苦しみとつなげて考えてきました。私は、洪水と陣屋の関係をまとめたけれど、木曾川には別の顔があったことが分かりました。それは、木曾川は笠松湊のにぎわいととも役立っていて、そのおかげで笠松の町が栄えていたということですと学んだことをつづっております。これから、ふるさと学習を充実させ、子供たちが笠松町を理解し、一層愛着を抱くよう、笠松陣屋をはじめとして笠松湊や石畳、鮎鯉街道など、幾つかの歴史的題材を総合的に捉えた学びを展開していきたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 1番 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、笠松町の取組として、今町長から御答弁いただいたものの中に、お奴を十分やっているよと、お奴に関しては、司町、港町、その近隣も含め、保存会もでき、また小・中学校の子供たちも含め、お奴行列として大々的にアピールしているよということをお聞きいたしました。確かに、私も何度かお奴には参加させていただき、何度となくいわゆる毛槍を振って歩かせていただいた経験がございまして、練習も多々、子供たちも含め一緒にやってきておりましたが、今の陣屋に対しての質問というところの答弁として、お奴で十分やっているよというふうに私は少し聞いたような気がするんですが、もちろんお奴もその位置だと私も十分分かっております。子供たちも、それを分かってやっているのか、踊りが好きでやっているのか、お奴という、いわゆる陣屋というところにくっつけた形でお奴をやっているという子供たちは少ないような気がします。

お奴という、いわゆる歴史上のものに対しての関わりということに対しては、皆さん一生懸命やっていると思いますが、事陣屋ということに対してお奴に位置づけて、お奴を陣屋があるからやっているんだよという子供たちは何か少ないような気がします、でもお奴もお奴で、私も知っておりました。陣屋を、郡代をしのんでやっているという歴史のことは私も存じておりましたし、いいんですが、ただ悔しいのは、高山や大分県の日田市等は、市民も含め、みんなが天領という言葉や陣屋という言葉を重ねて、盛り上げていっている気がするんですよ。というのは、ホームページなんかでも、いわゆる郡代陣屋とか、天領という検索はあれなんですけど、というふうにしても、大分県や高山市は出てくるんですよ。笠松は一切出てこないんです。

よく御存じのウィキペディアという辞書がありますね、インターネットの中のウィキペディア。そこで陣屋を調べますと、各地の陣屋がいろいろ出てくるんですけど、笠松は全然出てこないんですよ。この4つのうちの1つですよ、笠松。あまりにも寂しくないかなと思うんですね。もちろん、今お聞きしたとおり、笠松町としても、お菓子もそうです。今までの奴もそうです。また、教育の分野もそうです。すごく力を注いでいただいている。もちろん分かっております。お菓子も何度も食べましたし、もちろん分かっておりますが、じゃあなぜこんなに浸透していないのか。

正直私もそれは分からないですけど、陣屋ってすごく地味なものなので、役所とか、そういうものであったりするんで、何か派手じゃないのでぴんと来ない、勉強していても何じゃあそりゃあというぐらいのものになる可能性も多いかもしれません。それが理由なのかもしれません。ですが、もっと陣屋というものを本当に町民の全てとは言いませんが、せめて半分の人でも誇りに思って、笠松ってこんな町なんだというところの一つになってほしいという私の思いなんです。

だから、そういう意味で、やっていただいていることは十分分かっております。今聞いて、そんなことまでやっていただいていたんだ、ありがたいなという気持ちも含めてありましたが、やはり例えばこれからの時代のさっき言ったインターネット等で調べたときにでも、せめて笠松町が何番目かぐらいには出てくるような取組だけでも何とかしていただけるようになってもらえればいいと思うのですが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これは、私はマーケティングの問題だと思います。陣屋は確かにコンテンツとしては、議員がおっしゃるように歴史があるんですが、これがなかなか周知できないということは、これは我々行政にもあれがあるんですが、ただ一点、物がやっぱりないというのが非常に大きいのと、あと先ほども少し1回目の答弁で言いましたけど、その結びつきである大名行列お奴がどうしても笠松校区中心で、松枝や下羽栗、私も小学校のとき一回も知りませんでした。松枝のときは、自分たちでみこしに出ていますし、当時は今ほどふるさと教育がなかったです。やはり地域性がやっぱり問題、やっぱりこれは日にちがどうしても同じ、重なってしまう。

なので、先ほど議員は結びつけたらというのはおかしいと言うんですけど、例えば逆に、これは反問権がないのでできないんですけど、じゃあこの陣屋をどうやったら全国レベル、これはインターネットで我々が一生懸命発信しても、これは上のほうに来る、SNSか何かそういうやり方があるかもしれませんが、やはり認知して、皆さんがそれをアップしてくれて出てくると思うんですね、上位に。なので、これをどうやってPR、もちろん陣屋がもっと有名になって、笠松の資源になれば皆さんうれしいですし、また我々も観光の名所として活用できますが、それができない理由が果たして我々行政だけの責任なのか。

申し訳ないんですが、我々公務員、こういったことにたけていません。これをもしやれば、自分で商売をやっていますよ。なので、私、今これからイベントなんかの民間主導ということで、やっぱりそういうことにたけた事業者の人とか、あるいは若い人たちが積極的にそういうことに参加して、知恵と力を貸してくださいということで、今度のリバーサイドカーニバルとか、そういったものも民間のほうへ移行していこうと。もう今まで、議員御承知のように、なかなか行政主導のイベントというのはマンネリ化してしまって、効率が悪いという話はよく耳にしておりますし、実際そうだと思います。

ですので、やはりここは民間の、特に議員はこういったことに非常にたけていらっしゃるし、ネットワークがありますから、まずこの陣屋をどういう、物のない、非常に制約項の中でどうやってPRしたらいいか、逆に知恵を貸していただきたいと思います。その中で、我々ができることは、行政はバックアップしたいと思いますが、もう本当にこれまでに行政中心になって全部やれよということから私は脱却していきたい。そうじゃないと、この笠松町の観光も

含めて、文化も含めて、イベントも含めて未来がないと思っています。

ちょっと言い過ぎかもしれませんが、やはりもうこういう意識、そしてあとは全町的に取り組むための姿勢、もうお奴は笠松だけの祭りじゃないよ、司町、港町だけじゃないよと。御承知のように、この笠松校区は高齢化しています。春まつりもなかなか出番町内だけでみこしが出せない状態、それに皆さん心を痛めている。だけど、それをどうしたらいいかということとはなかなか知恵を出してできない。ここはやっぱり若い皆さん、民間の皆さんの知恵を貸していただきたい。逆に、この質問の場を借りてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 1 番 間宮議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。同感でございます。

私も、本当にいわゆるこの陣屋というものがもっともっと笠松に広がって、皆さんが陣屋というものを、天領という言葉でもいいんですが、を自負して、笠松っていいところだねと思ってもらえるような、そんな題材だと思うし、知らないというのは本当にもったいないと思うので、何とかしたいという気持ちはすごく強く思います。

笠松には、個人の団体ではあるんですが、陣屋の会ということで発足して動かれている会もございますし、私も調べましたところ、陣屋ができたのが1662年、いわゆる笠松村ができたときですわね。そこからいうと今360年たちます。先ほど埼玉の川口市では陣屋まつりというのがあるよとか、各務原の陣屋公園があるよというようなこともあるんですが、やっぱり市民の人たちは、陣屋という言葉を決して何かの形で耳にすることで、天領って何という気持ちにもなると思うので、先ほど町長の答弁の中に、民間の人たちとクラファンなんかも通じて、積極的に可能な限り支援はしていくよというお言葉をいただきました。そういう意味でも、民間とか、文化協会とか、陣屋の会さんとか、そういうところを含めて、笠松町さんがそうやって支援を可能な限りしていただけるよという御答弁をいただきましたので、皆さんと共にまた何か考えてやれればと私も思いました。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（田島清美君） 一般質問の途中ですが、1 時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1 時30分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野恒美議員。

○1 0 番（長野恒美君） 議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ジェンダー平等の社会について。

私たちは、昨年の総選挙でジェンダー平等の日本へと訴えてまいりました。この課題は、男性にも女性にも問われる課題だと思いますし、政治の果たす役割も大きいと考えます。日本のジェンダーギャップ指数は、2021年度ですが、156か国中120位と大変遅れていると思います。ジェンダー平等の社会を目指すには、町政においても課題を出し、計画的に進めることが大切だと思います。また、町民の皆さんに対しても理解を求めていく努力が必要だと思います。

当町は、政策決定の場への女性の登用では福祉部長さんや給食センター長などが見えますが、私たちは、年に1回ですが、岐阜県下の自治体の共産党の議員で県に対して1日かけて予算要望をしますが、対応していただけたものの部署の職員の方も男性ばかりでした。もっとも女性性の登用が広がってくることを期待していますが、ジェンダー平等の社会づくりについて、町長や教育長のお考えと課題についてお聞かせいただきたいと思っています。

ジェンダー平等の社会とは、誰もが性別に関わらず、個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる社会と定義されています。憲法第24条、憲法第25条につながる個人の尊厳、両性の平等や国民の生存権につながるテーマだと私は思っています。

国連からも勧告されている男女の賃金格差を縮める課題ですが、正社員で女性の賃金は男性の7割、非正規を含む平均給与は、男性で年間532万円、女性は293万円、40年間勤続したとしますと、生涯賃金では1億円近い格差になると言われます。公務員や議員などには男女の格差はありませんが、賃金の平等はジェンダー平等の社会を築く上での土台ではないでしょうか。それには、企業の賃金格差の実態の把握・公表とその是正計画の策定・公表を義務づけるなどの国の制度が必要だと考えます。ところが、日本の現状は、財界の反対の意向を受け、進んでいません。国として格差是正ができるよう法律を整えることを求めていき、賃金格差を縮める糧にしていきたいと思いますが、国に求める行動が必要だと考えますが、そのお考えをお尋ねします。

女性の貧困や困難についてですが、コロナ禍の中で明らかになりましたように、女性の多くはパートや非正規雇用の方が多く、経済的、社会的な弱さが表れました。職場の休業による解雇や雇い止めなど、女性の実質的失業は男性の2倍以上だと言われます。野村総合研究所から出たものですが、また、女性の子育てをはじめ、家庭責任についても重く担っています。暮らしへの不安や心労等の女性の自殺者を増やしたと思います。

コロナ禍の女性の暮らしの状況から女性の生理の問題が浮上したと考えますが、データによりますと、平均初潮年齢は、早い方では小学校3年生ぐらいと言われますが、平均では12.2歳、平均閉経年齢は50.5歳、厚生労働省の女性の生涯健康手帳よりです。生涯の月経数は、昔の女性は約50回、現在の女性は450回です。昔の女性に比べ初産年齢が遅くなり、お子さんの数も1人から2人が多いと思いますが、出産回数も減っています。生涯で起こる月経回数は大幅に

増加しました。生理用品の生涯負担額は50万円以上で、生理休暇取得率は女性労働者の0.9%、厚生労働省の雇用均等基本調査によるものです。生理についてオープンに話せるは32%です。3人に2人が生理についてオープンに話せないと考えていることも分かりますように、私自身も女性のたしなみというように思っていました。男性にも理解していただくとともに、健康に生きる権利として、教育も含めて、女性の生理についてみんなで考えていく時代が来たのではないのでしょうか。

その点から、女性のトイレについてお願いをして、これまでにまいりましたが、女性のトイレには生理用のナプキンが備えてあるということが日常になる暮らしが求められています。昨年から小・中学校の女子トイレに生理のためのナプキンをお願いしてまいりましたが、2022年度の予算はどのようになりましたか、お尋ねします。

そして、神奈川県綾瀬市の女子トイレに置かれたナプキンの箱には、生徒の皆さんへ、これは生理用品、ナプキンが入っています。急に必要になってしまった人は使ってください。生理のことや何か困ったことがあれば先生に相談してね。一緒に考えましょう。こんなメッセージが書かれているそうです。生徒たちも安心だと思います。ぜひこのような配慮をした上の女子トイレへの生理用ナプキンの配置をお願いしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

東京では、新宿の大久保公園でコロナ被害相談村を男性中心で開いたところ、344人が来られ、そのうち女性の参加者が62人、18%だったそうです。その62人のうち29%の人が住まいがないという状態だったそうですが、その現場で衣類配布があっても、男性の前では女性のものを選びづらいたとか、弁護士さんが男性ばかり、女性の方と相談したいという声があり、その声に応じて、作家の雨宮処凛さん、弁護士の青龍美和子さん、市民団体や労働組合有志で立ち上げられ、女性による女性のための相談会が開かれたところ、暮らしの相談はもちろんのこと、職場でのセクシャルハラスメントの問題や家庭内暴力、また離婚の相談とかDVの相談などが出されたとありましたが、当町でも悩み事相談会が開催されていると思いますが、女性による女性のための相談の日を設けていただけないのでしょうか。町長にお尋ねします。

法律で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけで、結婚時に女性が改姓する例は96%というのが現実ですが、日本でも同性カップルを承認するパートナーシップ制度を導入する自治体が118に広がっています。パートナーシップ制度や選択的夫婦別姓の制度についてのお考えをお尋ねします。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、性と生殖に関する健康と権利の視点に立った政治を求めることとなりますが、日本は性教育が不十分だと思います。子供たちは、人間の生理や生殖、避妊についての科学的な知識も互いを尊重し合う人間関係を築く方法も自分の心や体を傷つけるものから身を守るすべも十分に学べないまま成長してきたと思います。特に、リプロ、性と

生殖に関しては、先進国にあり得ない遅れを抱えています。子供の年齢、発達に即した科学的な性教育が必要だと考えますが、小・中学校の教育の場ではどのように位置づけられているのかお尋ねします。

以上、5つほどの質問となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんからのジェンダー平等の社会についてのお尋ねに対して答弁させていただきたいと思います。

男女共同参画社会基本法の理念として、性別によって差別的取扱いを受けない男女における人権の尊重や国、地方公共団体等の政策決定への男女の共同参画などを挙げており、笠松町においても令和元年度から令和5年度の計画期間である第3次笠松町男女共同参画プランに基づき、男女が共に参画し、個性と能力を發揮できるまちづくりに取り組んでいるところであります。

第3次笠松町男女共同参画プランにおいては、委員会、審議会等への女性の登用率30%以上を目標とするほか、女性職員の管理職等への登用促進を掲げております。令和3年度の委員会、審議会等への女性の登用率においては29.4%で目標を僅かに達していない状況ではありますが、今後も政策、方針決定の場に女性の視点を生かし、より幅広く多角的なまちづくりを行うため、審議会等への女性の登用を進めるとともに、管理職への女性の登用についても、職員の適性や能力を勘案し、積極的に進めてまいります。

また、町では、全庁的な取組が必要となる事案に対しては、横断的組織を編成し、柔軟に対応する中、今年度、女性職員における女性の活躍・働き方改革推進プロジェクトチームを発足し、女性自らが課題等を洗い出し、働き方改革を進めているところであります。

性別に関わりなく、誰もが能力と個性を發揮できる社会をつくるための取組が求められる中、議員御質問の賃金格差の是正に対しても、国の対応、対策等を注視しつつ、必要であれば県や国に対し求めていきたいと思っております。

続きまして、女性の貧困や困難についての御質問でございますが、町では、岐阜県弁護士会所属弁護士による法律相談・悩みごと相談窓口を開設しており、原則毎月第1・第3水曜日の午後1時から午後3時までの各日6名の相談を福社会館で実施し、担当する弁護士については、岐阜県弁護士会より年度当初に決定されます。令和3年度は、25回の相談のうち2回を女性弁護士が担当し、令和4年2月末現在の相談者は79名で、うち42名が女性の相談者でありました。これまで相談者から女性の弁護士に相談したいといった要望や御意見はいただいておりませんが、今後そういったお声があれば、岐阜県弁護士会に女性弁護士への変更や担当回数を増やしていただくようお願いしてまいりたいと考えております。そのほか、人権よろず相談員は7名

中4名が、行政相談員も2名中1名が女性相談員であり、女性の方も相談しやすい窓口を設けているところであります。今後も、町民誰もが安心して御利用できる相談の場を提供してまいりたいと考えております。

続きまして、パートナーシップ制度や選択的夫婦別姓の制度についての考えに対する答弁でございますが、まず選択的夫婦別姓制度は、民法等の法律上、姓や名字のことを氏と呼ぶことから、国においては選択的夫婦別氏制度と呼ばれておりますので、以後、別氏制度というふうにご答弁させていただきたいと思っております。

この選択的夫婦別氏制度の導入については、女性の社会進出等に伴い、結婚に際して氏を改めなければならないことによる職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティーの喪失など、様々な問題が指摘されてきたことなどを背景に、平成3年から法務省の法制審議会民法部会において検討が進められ、平成8年と平成22年にそれぞれ法改正案が準備されましたが、いずれも国民各層に様々な意見があること等から、国会の提出には至らなかった経緯があります。また、現在の夫婦同氏制度に関して争われた裁判において、最高裁判所大法廷は、平成27年と令和3年の2度にわたり、夫婦同氏制度は憲法に違反していないと判断した上で、夫婦の氏の在り方については、国会で論じられ判断されるべき事柄にほかならないと判示されたところでもあります。

制度導入に当たっては、今後の国民の議論の高まりが必要不可欠と考えており、私としましても、国民の意識の変化や社会の変化等を的確に捉え、国会において議論されることを期待するところであります。

一方で、法律上の婚姻とは異なるものとして、戸籍上の性別が同じ2者間の社会生活における関係を証明する、いわゆるパートナーシップ制度については、各市町村独自で条例を定めることにより、当該市町村の範囲内においてのみ認められる限定的な制度になることから、やはり国における制度整備を期待するところであります。

パートナーシップ制度導入は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進並びに性的少数者の人権を尊重する社会の形成を図るためには必要なことと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、まだまだ国民の中でも様々な考え方があり、十分な議論が必要ではないかと考えております。そのため、町としましては、制度導入に関する住民ニーズの高まりや変化を踏まえながら、国や県内市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 長野議員の御質問、教育分野でのジェンダー平等に係る御質問にお答えをいたします。

近年の社会の著しい変化や情報化社会の進展などに伴って、児童・生徒を取り巻く環境も変化中、性に関わる数々の問題も生まれてきております。こうしたことも踏まえて、性に関

する教育の必要性を感じております。

学校における性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づいて学校全体で共通理解を図りつつ、小学校の体育科、中学校の保健体育科など、関連する教科、特別な教科道徳、そして特別活動等において計画的に実施しております。指導においては、発達の段階を踏まえ、心身の発育、発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身につけることや、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり望ましい人間関係を構築することが重要であると考えております。

現在、小学校においては、思春期を迎える頃になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経や精通などが起こったりすること。中学校においては、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟し、それに伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。妊娠や出産にも関わり、受精や妊娠を取り扱うとともに、感染症については、後天性免疫不全症候群及び性感染症についても取扱いながら進めております。

一方で、子供が性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないという国の方針がございます。それを受けて、文部科学省と内閣府が連携をして、有識者の意見も踏まえて作成した生命の安全教育のための教材及び指導の手引を活用した指導が始められています。

その内容は、主な内容ですけれども、小学校については、水着で隠れる部分は自分だけの大切などであること、相手の大切などを見たり、触ったりしないこと、SNSを使うときに気をつけること等が含まれています。中学校では、自分と相手を守る距離感やデートDV、SNSを通じた被害の例示などによる性暴力とは何か、あるいは性暴力被害に遭った場合の対応等についても触れられます。また、高校では、中学校の内容に加えて、セクシャルハラスメントの例示による性暴力とは何か、2次被害について等があり、発達段階を考慮した内容となっております。これらの内容は、先ほど述べました保健体育をはじめとする各教科、特別な教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、示された内容をよりどころにして、適宜取り上げ、進めていくことを考えております。

いずれにしましても、性に関する教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環として、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行うものであると捉えています。子供たちが生涯を通して適切に判断し、行動していくための基礎・基本となる資質・能力を身につけることができるように、まずは大人が性に関する教育というものを、生き方の教育であり、人権教育であることをしっかりと認識をして臨むことが大切であると考えています。性に関する教育を実施する際には、授業参観での公開や学年通信等での情報の提供、PTA主催の家庭教育学級、学校運営連絡協議会により、学習の狙いや内容を周知するとともに、保護者や地域の理解を得た上で実施することも必要であると考えております。子供たちの心身の発達には個人差があることから、全てを一斉に集団で指導するのでは

なく、集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にして、学校、家庭、地域が連携を密にした指導を大切にしていきたいと考えています。

また、生理用品の御質問がございましたけれども、生理用品のトイレへの備えについては、児童・生徒の実態、より安心した生活等を鑑み、児童・生徒が自由に使用できるように、現在、小・中学校の女子トイレに設置をしております。設置してあるトイレについては児童・生徒に知らせてあり、困ったときには使ってねなどのメッセージを添え、心配することなく使えるよう配慮をしています。新型コロナウイルスの影響による経済的な理由をはじめ、様々な事情で十分な生理用品を入手することが難しい児童・生徒への支援をするものであり、現在のところ、児童・生徒や保護者からの意見、要望等は聞いてはおりません。

今後も、子供たちの安心感や健全な性教育へとつなげていきたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な答弁、ありがとうございました。

それでは、よろしく願いいたします。

町長さんが言われるには、国だとか世間とか、法律に沿って努力していくことや注意をしていただくことがよく分かりましたが、まず第3次というのは、すみません、私のほうが勉強不足だと思いますけれども、それは何年までの目標でしょうか。一応その30%について29.4%まで来たということは、次の新しい計画に入っていくということになるのでしょうか。そこからお願いします。

○議長（田島清美君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

第3次の笠松町男女共同参画プランにつきましては、令和元年度から令和5年度の5年間を計画として、今現在実施しているところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） という点では、町長として女性の参画を随分重きを置いていただいているというふうに考えられますけれども、今後の課題としては、女性の参加ではどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 女性が参加、活躍してもらって一番の障害って、やっぱり出産と育児ではないかと思います。うちの役場でも、せっかくキャリアを積んできて、どうしても出産と育児ということで、そこで2年ないし3年、それが、複数お子さんが生まれる場合はそれが重な

っていくことでどうしても途切れてしまう。なので、私、この間のプロジェクトチームの発足のときにも言ったんですが、出産と育児というのは本当に立派な社会貢献だと思います。確かにそこで役場の仕事というのは、そこは離れてしまうかもしれませんが、今の時代オンラインもありますし、また実際出産、育児で経験したことというのは、これは、今こういうふうに言った女性中心ではなく男性も関わるべき仕事になりつつありますが、やはり今の日本の現状を見るとやっぱり女性がどうしてもということになります、そこで得た経験とかそういう知識を職場にまた復帰したときに仕事に活かしてもらえる、そういった意味においては臆することなく堂々とやっぱりこれをしっかりやっていただきたい。それが少子化対策の一助にもなりますし、また我々男性もそういったことに理解をし、最近ではイクメンということで男性も積極的に、私は全然できませんでしたが、育児とか家事に参加する、非常に昭和生まれと平成生まれ以降では大分その考え方も変わってきた、それはいい兆候だと思いますので、これからはそういう当事者の若い世代のやっぱり意見も耳を傾けながら、本当に女性がキャリアがずっと続けて、本当に貴重な戦力、ある意味男性よりも仕事のできる女性は本当にたくさんいますので、そういった人たちを活用できる環境づくりを努めていくのが我々の責務ではないかというふうに考えています。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） どうぞそのように考えて、皆さん、職員の皆さん頑張っていたきたいと思います。

それで、ただ、もう一つ思うのは、役場の中は町長の思いでなっていますが、もう一つ、例えば町内会などに行きますと、女性の、私のこの38年ぐらいの中で、町内が順番になっているところで偶然そのときに女性がつて、1回あっただけのような気がするんです。松栄町の方だったと思うんですけど。それで、本当にここに女性の参加が半分ぐらいになるようなこととか、そういう場面が幾つか、老人会の中とかいろいろあると思うんですけど、それを増やしていくにはどうしたらいいだろうかと思うんですが、私はそのときに、1人だけ選ぶからで、男女2人ずつ出してくるような選び方をすればそこに生かされてくるのではないかと思ったりするんですが、少し工夫をしないと、すぐに女性に出てこいと言われても出ていかないと思うんですけど、一つの地域から2人ずつ出してくるか、長・副にするとか、何かもう少し女性が参加できるような体制づくりが必要のような気がします、どうでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 町内会長さんにおいては、今、男女問わずなかなか成り手がいないということでありまして、御承知のように、ああいった町内会長さんですと結構年齢が、やっぱり70歳以上で、まさしく先ほど少しお話をさせていただきました昭和の、やっぱりそういう考え方

で、どちらかというところというのは男の人の仕事やって、これは男が言うんじゃないで、女性の方が結構そういうふうに言われて、町内会のどぶ掃除とか何かは女性の方が結構出てみえますが、ただこういう役員になるとどうしても男性のほうに任せるよという流れになっていますが、ただ一方で、最近PTAの会長さんなんかは女性の方、保育園とか幼稚園の、方が積極的にやります。これはやっぱり時代が変わっていかないと、一長一短に、じゃあ女性の枠をそういうふうに町内会で出してくれといったら、逆にそんなこと言ったら成り手がおらへんで困ってまうやないかというふうに言われるおそれがありますので、やっぱりそこはもう少し社会全体が、私は本当に今たまたまこういう会社関係とか、起業家ですね、仕事を見ていると、これは私の感覚かもしれませんが、男性より女性のほうがいろいろチャレンジされています。起業家というのは、本当に女性のほうがある意味男性よりも度胸がある。ですので、私、日本の未来は決して暗いものじゃないなというふうに考えていますので、まずはそういうふうになんか少しづつやっぱり変えていかないと、一気に変革は難しいと思いますので、まずはそういう若い人たちが、男女関係なくやる気のある人、力のある人が伸びてくる、そういう社会を目指していくといいなというふうに考えています。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） たまたま長池の町内会長さんとお話をする機会があったら、俺の次は女性を出していきたいという話をされまして、誰がいいだろうという話も出たりしたんですけど、やっぱり確かに平成と昭和の時代の違いもありますけれど、でも一言やっぱり女性の方も出ていただけるような雰囲気はつくっていかなくちゃ駄目だと思いますので、いろいろな工夫をしていただけたらと思いますし、積極的にはと思っておりますが、だから、町内会が、本当に町と結びついてお仕事をする人たちの、町民の中に女性の参加を増やしていくことを課題にしていくことは大事だと思いますが、それはどうですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） そうですね。おっしゃるとおりだと思います。やっぱりどんどん女性の視点でやっていくことがもう、はっきり言って人類の半分は女性ですので、それはこういう町内会に限らず、まずは政治の世界からも初めて行ってほしいと、議員にはその先頭に立って、これから女性の議員とか首長さんをどんどん出していただいて、岐阜県下42市町村のうち1人もまだ女性の首長さん、今の時点でいらっやいませんので、また議員もまだここでも2割、もっともっとやっぱり4割、半分、そういう時代に海外のようにしていく、それも我々に与えられた使命ではないかと考えています。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ぜひ一緒に頑張っていき、女性の活躍を夢見てまた頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

今定例会は、相談窓口についてということで3項目ほど上げさせていただいておりますけれども、それでは質問文章を読ませていただきます。

令和2年第4回笠松町議会定例会一般質問において、子どもの権利条例の制定については行いました。さらに、令和3年第1回定例会での笠松町子どもの権利条例の制定を求める議会としての請願の後、笠松町子どもの権利に関する条例は、令和3年第4回定例会での議決を経て、この3月施行されました。ここに至るまでは、様々な皆さんの思いや願いが込められた条例になったと考えています。

それは、その条例の前文を読むと感ずることが出来ます。いま一度読んで、皆さんと一緒に感ずてみたいと思っておりますけれども、「自分のことは自分で決めたい。」「子ども目線で話を聞いてほしい。」「差別せず一人ひとりを見て尊重してほしい。」この条例の制定に向けて、笠松町の子どもたちが、自分の権利について真剣に考え、語ってくれた言葉です。勇気を出して表明したたくさんの想いが、ここに条例という形になりました。

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない大切な存在です。幸せに生きる権利があり、豊かな可能性に満ちています。自分を大切にし、自信をもって、思っていることや考えていることを発信してほしい。そのために、私たち大人は、全力で耳を傾け、寄り添い、みんなが幸せになれる方法を一緒に考えます。

自分の権利に気づき大切にすることのできる子どもたちは、同じようかけがえのない存在である周りの人々を大切にすることができるでしょう。そして、これから生まれてくる子どもたちにも、自分が受けた愛情を同じようにそそぐことができるでしょう。

一人ひとりが持つ権利を大切にし、お互いがお互いを認め合い尊重する、それが子どもも大人もみんなが幸せに暮らせる笠松町の未来につながることを願って、この条例を制定します」とあります。この前文に書かれている内容が一つ一つの条文を構成しています。そして、その中でも最も大切だと思われることの一つは、子供たち一人一人を大人と同様に一人の人間として尊重し、その意見、考え方を聞き出し、彼らの幸せにつなげていくことにほかなりません。

そこで、最初の質問ですが、現時点でそうした子供たちの叫びや不安、悩みを受け止めることができる相談窓口は、保護者の方が相談できる窓口は、教育委員会、行政ともにどのような制度が設置されていますか。また、その稼働実績、相談内容についてお知らせください。

この笠松町子どもの権利に関する条例は、3月に施行されたばかりの条例であり、これに付

随する新しい施策については、今後の充実が望まれるところであります。町長自身のフェイスブックにアップされていたのは、今年3月に子どもの権利に関する条例が施行されるのを受けて、小・中学生15人によるかさまつ子どもまちづくり委員会を設置します。委員会では、子供たちが町の課題を洗い出し、調査・研究、解決策を町に提言します。実現可能なものには実際に予算をつけていく方針ですとのことでした。これは、かさまつ子どもまちづくり委員会であり、笠松町子どもの権利に関する条例について検証を行うという場所ではないと思うんです。これについては、どのようにお考えですか。

広報やホームページでの笠松町子どもの権利に関する条例の特集記事でも相談先の記載はされています。それは、1番、子どもホットダイヤル・メール、電話番号とメールが記載されています。2番、笠松町子育て世代包括支援センター、電話番号が記載されています。3番、笠松町こども館ということで、これも電話番号が記載され、3か所の案内が出ています。

子供の言うことだからと決めつけずに意見を聞き、公平に情報を共有し、その考え方を必要な部署へつなげていくことが重要であると考えています。要保護の個別検討会議に子供自身が呼ばれて、どうしたいのかの意見を聞かれることはなかったと考えています。

大人の言うことが全て正しいであろうとの判断で悲惨な結果に陥った事件を何度もニュースで見してきました。その一つに、2019年1月に千葉県野田市で栗原心愛さん、当時10歳の虐待死事件では、父親からの暴力に対して、意を決してアンケートで先生に助けを求めたにもかかわらず、周囲の大人はその命を守ることができなかったという事件は記憶に新しいところであります。笠松町においても、悲惨な事件にはなっていないものの、保護者の意見のみによって糸口にたどり着くまでに相当時間がかかってしまった事例はあるように聞いております。

このような悲惨な結果に陥らないように、人権擁護の観点から検討され始めた制度があります。それは、アドボカシー制度と呼ばれるものです。それは、権利表明が困難な子供、寝たきりの高齢者、障がい者など、本来個々人が持つ権利を様々な理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁、擁護し、権利実現を支援する機能をアドボカシー、代弁、擁護者をアドボケイトと言うのです。このように、一般的にアドボカシー制度は範囲も広く、対応にも難しいところがあるかもしれませんが、笠松町では、この3月に笠松町子どもの権利に関する条例が施行され、新こども館がオープンするタイミングでアドボカシー制度の導入の先鞭として、子どもアドボカシー制度について検討してみてもどうでしょうか。

昨年11月29日に、こども政策の推進に係る有識者会議が岸田首相と野田大臣への報告書を提出しました。それは、まずは「子供の声を聴くことから始めよう」でスタートされました。その答申には以下のようなことが書かれていました。

子供たちへのヒアリングを基に、次の3点を報告書に盛り込みました。

1. 子供の声を始点とした権利擁護、子どもアドボカシーの導入による参加・参画の保障、

2. 児童相談所一時保護所や施設・里親家庭の環境の改善、3. 子供・若者が自らのペースで大人へと向かうための支援制度の充実。

特別な環境下の子供たちだけではなく、どんな子供でも笠松町子どもの権利に関する条例の考え方に即して、子どもアドボカシー制度によるアドボケイトの配置を強く望みます。御意見をお聞かせください。

また、先日行われました新年度予算説明会では、スクールロイヤーについて言及がありました。これも子供の人権擁護の一環として行われるものであると考えますが、教育長の考えや思いをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんからの、まず子供や保護者の相談窓口やその稼働実績、相談内容についてお答えいたします。

町では、子供や保護者からの不安や悩みなどの相談を受け止め、その悩みを解消し、問題を改善・解決するために必要な支援をしていくことが重要であると考えています。そのため、妊婦や全ての子供、保護者の方を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく支援を行う子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を総合相談窓口として福祉健康センターに設置しています。

また、小・中学生、高校生の相談窓口として、子供たちが24時間365日いつでも直接相談できる子供専用の相談窓口、岐阜市子ども・若者総合支援センターエールぎふがあり、岐阜市、山県市、岐南町との連携中枢事業として、エールぎふの電話番号とメールアドレスを記載した子どもホッとカードを町内の小・中学生と町内に所在する高校の生徒に配付しています。

相談件数や内容については、令和3年度実績、令和4年2月末であります。子育て世代包括支援センターでは、電話相談が297件、窓口相談が12件、保健師、助産師による訪問が150件で、主にお子さんの成長、発達や離乳食の相談でした。また、子ども家庭総合支援拠点では、電話相談85件、窓口相談31件、訪問67件で、主に虐待相談や養護相談でありました。子どもホッとカードによるエールぎふへの相談件数については、相談時に居住市町村を聴取されていないため、笠松町でどれだけあったかは分かりませんが、全体で、令和3年度実績、令和4年2月末で、電話相談が177件、メール相談が103件、主な相談内容につきましては、学校での友人関係、いじめなどや親子関係、叱られたことなどについてのようです。

今月6日に新しく開館したこども館「かさくら」においても、今までと変わりなく保育士の資格がある職員が常駐し、いつでも相談できるとともに、保護者さんたちが相談し合える子育てサロン等の行事についても引き続き行ってまいりたいと思っております。また、こども館に

は、親子サポート教室「にじいろ」を併設しており、お子さんの発達に心配な保護者が相談しやすい環境も整えております。さらに、こども館では、今年10日に子供の支援ボランティアの方々の協力により、中高校生年代を対象にしたティーンズスペース、これは中高生の居場所づくりであります、その開催を行ったところであります。

今後は、このような相談窓口などに加え、保健師、助産師による育児相談、マタニティー相談の実施や、小学生から高校生年代までを対象にした子供の支援ボランティアの方々による子供相談室や同世代が話し合えるティーンズテーマトークを開催していくなど、全ての子供や保護者が気軽に相談できる環境の充実を図っていきたいと考えております。

続きまして、笠松町子どもの権利に関する条例の検証についてのお答えでございますが、町では、今年3月1日に施行しました笠松町子どもの権利に関する条例における子供の4つの権利のうち、自分のことは自分で決め、やりたいことにチャレンジできるのびのびと育つ権利、自分の意見を自由に言うことができ、いろいろなことに参加できる参加する権利について、自分たちで考え、実感してもらう一つの方法として、この権利条例の制定に当たって勉強会などで御協力を願った有識者の先生の助言を基に、先進自治体である山形県遊佐町の事例を参考に、小・中学生約15人によるかさまつ子どもまちづくり委員会を設置し、将来を担う子供たちのまちづくりへの積極的な参画を推進していきます。委員会では、主体的にまちづくりの課題抽出、調査・研究、解決策を検討し、町へ提言し、町は提言を受け、できる限り施策に反映したいと考えています。

議員お尋ねの笠松町子どもの権利に関する条例の検証につきましては、この委員会ではなく、主任児童委員、子育て支援団体関係者、子供の保護者、教育機関関係者、識見を有する方などで構成するこども館運営協力委員会において、4つの権利の保障を軸に、子供の意見表明、参加の促進、子供の権利の周知、育ちを支える居場所づくり、子供の権利侵害に関する相談・救済などの子供の権利に関する取組について定期的に検証を行っていく考えであります。また、子供目線での検証をする機会として、子供たちが自由に参加できるワークショップもこども館において定期的に開催していくとともに、町子ども・子育て会議や町要保護児童対策地域協議会の方々の意見なども聞きながら、総合的にこども館運営協力委員会において検証してまいりたいと考えております。

いずれにしても、今後も子供の声を聞きながら、子育て支援団体や関係機関などと連携、協働し、全ての子供たちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことのできる町を目指していきたいと思っています。

続きまして、アドボカシー制度の検討、アドボケイトの配置についてでございますが、先ほども申し上げましたように、今年3月1日に笠松町子どもの権利に関する条例を施行し、子供の4つの権利、安心して生きる権利、のびのびと育つ権利、守られる権利、参加する権利を保

障していくところであります。今後、この条例を実効性のあるもの、具現化していくためには、より多くの方に知っていただくことはもちろんのこと、子供たちが自分の意見を自由に言うことができる環境づくりが必要だと考えています。

議員が言われますように、ここ最近、子供が死に至るという非常に残忍な、痛ましい事件が全国で起きており、この要因として、子供が自由に声を上げられない、意見を表明する方法が分からない、あるいは声に出しても、その声に耳を傾け、思いや不満を受け止めてくれる大人が周りに少ないことにあると認識しており、アドボカシー制度は、笠松町子どもの権利に関する条例を具現化するための有効な制度だと考えています。

今後は、先ほど申し上げましたように、こども館において子供の支援ボランティアの方々に協力いただき、子供たちの声を聞く場所として子供相談室などを定期的に行いながら、アドボカシー制度については、国、県との動向を注視しながら調査・研究してまいりたいと思っています。以上であります。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 川島議員の御質問、1点目の笠松町の子供及び保護者が相談できる窓口とその運営状況についてお答えをいたします。

初めに、学校においては、全教職員が一体となって児童・生徒の悩みや不安を受け止める環境づくりに努めています。児童・生徒に対し、相談したいことや聞いてほしいことがあれば、教員や心の相談員、スクール相談員、スクールカウンセラー、相談しやすい人、いずれでもよいので相談をしてくださいと子供たちには伝えてあります。

また、保護者に対しては、学校便りや保護者メール、PTA総会等において教育相談に関わる情報を提供し、周知いただくよう努めております。

実績ですけれども、ここでは、まずスクールカウンセラーですけれども、町には2人のスクールカウンセラーが配置をされておまして、1人が年間で21回、そしてもう一人が29回、延べ時間数でいうと119時間、170時間ということです。それから、スクール相談員に関しましては30回ということで、180時間の相談時間を設けておると、これは実績でございます。内容につきましては、子育てのこともありますし、友達関係、あるいは学習、あるいは家庭での少し悩みがあるというようなところの相談があったようでございます。

相談の内容も様々ですが、例えば今度、不登校に関わる相談については、校内においての教育相談のほかに、教育委員会の教育相談専門員や子どもサポートセンタースマイル笠松において電話、面談等の相談に応じるとともに、社会的自立に向けた支援を行っております。スマイルにつきましては、直接来所による相談が323回ほど、それから電話が135回と記録をしております。登校渋りをどう受け止めたらいいかということであるとか、あるいは家ではどんなことを子供に働きかけていったらいいかというような内容の相談があるということでございます。

また、個に応じたきめ細かな教育、特に特別支援教育においては、校内の特別支援教育コーディネーターや教育委員会の担当指導主事が窓口となって相談を受けることであるとか、ほかにも就学に関する教育相談会、早期支援システムによる巡回相談、これは保育園、幼稚園等の訪問を通してということです。それから、学校見学会の機会を設けて、個別の困り感や就学に関する相談に関して、一緒になって考えていくよう努めているところでございます。主な内容としましては、落ち着きのなさ、あるいは自分の思いを表現することが苦手であるとか、そうした困り感に関する相談が多かったということでございます。

また、教育関係以外にも、笠松町の健康介護課や福祉子ども課、親子サポート教室「にじいろ」、岐阜県のこころの相談ダイヤル、SOSナビダイヤル、岐阜市との連携による子どもホットカードダイヤル・メールなどの窓口があり、子供や保護者にとって相談しやすい体制が整いつつあるというふうに思っております。

相談先につきましては、子供や保護者が目に留まった窓口のどこでもよいと思っております。大切なことは、その相談者の声に気づいて、声を拾って、そして思いを理解し、つなぐということが大切であり、広くきめ細かなセーフティーネットを整備するとともに、支援者側のネットワークを構築していくことが大切であるというふうに考えております。

相談の内容は様々にあり、一般論としてまとめることは非常に難しいですが、事案によっては、学校や教育委員会、町行政、民生児童委員、児童相談所、時に警察等、関係機関によるケース会議を開き、それらの関係の強みを生かしながら連携を図って、複数の目で見守り、支援していくことを事実として積み重ねているところでございます。

今後も、児童・生徒や保護者の声を受け止め、共に考える姿勢を大切にした相談体制が充実できるよう、相談窓口の情報提供、関係機関等による連携強化や支援の資質向上などに努めていきたいと考えております。

続きまして、3点目のスクールロイヤーの内容、思いについてお答えをさせていただきます。

川島議員の御質問、スクールロイヤーの内容、思いに関わることで、学校で発生するいじめ問題、あるいは生徒指導上の問題、保護者対応等において、法的側面からの助言を受けるとよいと思われる事案が発生する場合がございます。そうした事案に対し、学校の職員は専門的な知識や経験が十分ではありません。そうしたことから、対応の遅れや不適切な対応となる可能性も出てきます。子供の最善の利益を念頭に置いたとき、教育や福祉の視点を取り入れながら、法的観点から早期に、そして継続的に学校へ助言いただくことで、対応が困難な状況となる事態を防止することができるかと考えております。そして、教職員の負担軽減を図り、さらには児童・生徒への指導の充実につなげることを目的として、スクールロイヤーを委託、配置いたします。

事業内容につきましては、いじめの問題や保護者対応等、できるだけ穏やかな解決に資する

ために、羽島郡内の小・中学校8校に1名のスクールロイヤーを配置し、次の3つの事業を委託するものでございます。

1つ目の業務としては、管理職等の事例研修、コンプライアンス研修も含めた講師として、年間3回ほどの研修会を行うこと、2つ目の業務として、学校からの電話相談を受けること、これは随時でございます。3つ目として、学校を巡回訪問して、直接指導、助言、相談に当たっていただくということでございます。こうした事業を通して、トラブル等の早期解決やそれらの未然防止を図ることを通して子供の権利を守ることができるというふうに考えております。また、教職員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒と向き合う時間をより一層確保することができると考えております。

スクールロイヤーを導入することは、児童・生徒の生き生きとした学校生活を送る基盤を強固にするものであるというふうに捉えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 非常に御丁寧な答弁を町長、教育長ともにしていただき、ありがとうございます。どちらも制定いたしました条例に関して非常に大切に思っていたいて、前向きに検討していただいているのがとてもよく分かる答弁だったと思って、感謝を申し上げます。

それで、まず本当に私もこのたびにつきましては、中学校へ行き、小学校へ行き、教育長にもお会いし、また保護者の代表の方、それから福祉関係の方、いろんな方にお話をお聞きし、また一般の保護者の方からSNSによって御意見をいろいろいただきました。ここに全部印刷してきたんですけど、7ページほど御意見をいただいておりますけれども、本当に学校も、それぞれのところというのは、皆さんよく知っている方々が担当しているわけで、学校にしても、スマイルにしても、福祉の関係にしても、教育文化にしても、それぞれみんな顔の知った方が一生懸命やっていたいのはよく分かるのですが、その思いが十分に保護者の方に伝わり切れていないという、非常に両方から意見を聞く人間として歯がゆい思いが、答弁を聞きながらとても歯がゆい思いをしておりました。一生懸命やっておるのにその誠意が伝わり切れていないというのは非常に悔しい思いでありますし、私らはこんなに思っておるのに何で通じへんのと、それでこっちの方からすれば、僕らこんなに思って真面目に全部受け止めるつもりでおるのに何で伝わっていないというのが、すごく間に立っていると非常に手に取るように分かるというか、悔しい思いであります。何とかそこら辺の溝を少しでも埋められるようにしていくために、さっきの条例を有効に活用するというか、思いに沿って運営していければいいかなあというふうに常々思っております。

それで、まずアドボカシー制度について大変前向きな御答弁をいただいたと私は感じておりますけれども、アドボカシー、もしくはアドボケイトについて、何かチラシのようなものを町

内で配布されたということを知ったんですが、そういうことというのはあったんですかね。どんなような内容をどういうところに配布されたのか、もしそういうことがあるのであれば教えてください。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

この3月6日に新しくこども館がオープンしました。そのオープンしたこども館のPRと、それからこども館で10日に実施されましたティーンズスペース、それから今後実施される予定のティーンズテーマパークとか子供の相談室、そういうものを記載したチラシを笠松中学校の全学年の方にお配りをしました。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

そのことについて、直接アドボカシーとかアドボケイトについての記載はなかったわけですかね。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

その一つの子供相談室の御紹介の中に、アドボさんのお部屋という名前の子供相談室を開催するというので、アドボさんは子供の話を聞く人、あなたの味方、秘密は守りますということが記載された内容になっております。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

これは民間の方が協力してやっていただく相談窓口の一つだと思うんですけども、なかなか町とか学校が直接、例えばアドボカシー制度の窓口をやるというのは、本来立場的には正しくないのかなあというふうに思います。信頼できる第三機関が本来やるべき窓口だろうと思いますので、先ほど間宮君の町長の答弁にありましたように、民間の方がこういうふうに協力していただいて、そういう窓口をつくっていかうとしているところだというふうに、こども館ができたことをきっかけにやろうとしているところなので、積極的に町としても支援していただきたいと思いますが、そういう方向でよろしいですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今議員おっしゃったとおり、なかなか行政が、やっぱり学校がやるとしても敷居が高い。実際に子供にふだんから、こういうことに慣れた民間の方々がやっぱり窓口になってもらうと、相談する側としては非常にやりやすいと思いますし、そしてもう一つ

やっぱり重要なのは、子どもの権利条例は制定されたんですが、まだまだ多くの方が、名前は聞いたことあるけど、新聞に載っていたけど、広報に載っていたけど、具体的な内容は分からないよとか、あるいは子供の権利って一体どういうものなのって、権利ばかりで義務は生じないのとか、ちょっといろいろな誤解が生じる部分もあると思います。まずは、もう一回あまねく正しい知識を、子供のみならず、一般の町民の方、地域の方に知っていただいて、一緒になって笠松町、道徳のまちと子供の権利、この2つを二本柱にして、本当に住みよい地域、子供にも大人も住みよい地域を目指していきたいと思いますので、またいろんな方の協力を得たいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

アドボさんの部屋ということで始めていただくことなんですけれども、きちっとしたアドボケイトに、先ほど答弁でありましたように、国、県の情報、状態を見ながら、そういうふうに関連させていっていただけるものというふうに確信をしておりますけれども、それと、今そういう募集の窓口としてレターボックスなんかを今検討しているよと、そこに手紙を入れていただければそこへ届いて、今度いつ行こうかというような相談ができるよという話も伺っておるわけなんですけれども、こども館へは、例えば中学校の子ですと、全町が校区ですので、行こうと思えば行けると思うんですけれども、学校帰りに寄ったり登校の前にちょっと寄って相談したり、それか、例えば松枝小学校区とか下羽栗小学校区というのは校区外になるわけなんですけれども、例えばわくわく広場のときですとか歴史未来館で何かがあるときというのは公共施設巡回町民バスに乗って校区外に行くことも認めていただいていたと思うんですけど、こども館にアクセスする場合は、子供たちが、そういうことがあるときは、やっぱり1人ででも行ける状態というのはつくらなきゃいけないと思うんですが、そういうことについてはどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 今明確なお答えはできないんですけれども、やはり子供たちの思いが行きたいということであれば、その思いを実現させてやるのが一番大事だと思いますので、ちょっと学校と相談をしながら、安全な行き方というか、そういったことも考えていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

安全な行き方ということで、相談していただけるということでありがたいと思うんですけれ

ども、例えば中央公民館にしても歴史未来館にしても、目の前に巡回バスのバス停があるんですけども、こども館が一番近いところで郵便局のところだと思うんです。あそこからこども館という結構距離もありますし、例えば、年代にもよるかとは思いますが、1人で校区外の子が歩くにはちょっと不安かなあと、特に忠霊塔のある通りは車通りも多いですし、道的にも分かりにくいところもあるのかなあというふうに思うんですが、そういうことに関して町としてはどのようにお考えですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 町民バスを例えばあそこへ持っていきますと、これは川島議員もさんざんやった巡回バスの路線になりますと、これはようやく何とか今まとまっていますと、なりまして1時間に1本というのがありますし、また住宅街を通過していくことが果たして、別のやっぱりリスクがあります。今チョイソコがありますが、まだまだチョイソコの運賃の250円がちょっと高いのではないかという意見もありますので、ちょっとこれからいろんな、実際まだオープンしたばかりですので、どのぐらいの方がこういう公共機関を使って利用されたか分かりませんので、今後の検討課題というふうにして、また考えていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

僕もそういうところは十分理解できる範囲であります。ただ、子供たちが、先ほど言われていましたように、行きたいというときに行けるという状況を、町としてはぜひとも、つくってあげられるのは条例をつかった町の責任だというふうに思っておりますので、そういう方向で検討していただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど、SNSでいろいろな相談窓口についての質問になっていくわけですが、SNSでいただいた中で、いろんな相談がたくさん残っておるわけなんですけれども、一番多いのは、やっぱり子供の勉強とかそういうことに関する相談というのは結構あって、例えば不登校の子供たちが学校へ行けていないと、出席日数が足りないと全日制高校の入試はかなり難しいだろう、高校にもよると思うんですけども、そういうところを、学ぶ機会と進路の選択肢を増やせるような、保護者も含めて相談できる場所が欲しいとか、中学校を卒業した後の相談先も欲しい、保護者と一緒に相談する先が欲しいとか。それと、不登校なんだけれども、スマイルを検討したら、今のスマイルでは不登校になった理由からいうとスマイルが逃げ場所になってしまうといけなないので、スマイルは適当でないと言われてしまったとか、来年度、通級に通っておられるんですけども、このまま人数が増えると通級が受けられなくなるかもしれないというふうに言われてしまったのに、言われた通級に相談することもできず、どこへ行ったらいいか分からないとか。あとは、不登校については、スマイルみたいな場所が中学校の

中に欲しいなあとか、いろんな質問というか、相談が来ておるわけなんですけれども、不登校状態で1か月を過ぎたあたりで、出席日数が受験のときに響くから学習室に登校してはどうかと言われましたけど、どうしたらいいですかみたいなこともありました。

なので、本当に一生懸命学校側も町側もやっておるんですけども、その思いが保護者の方に伝わり切れていないということで、やっぱりこども館ならこども館でいいんですけども、何かそういうワンストップの相談窓口、たくさんあるのはいいですよ、たくさんあるのは。たくさんあってどこへ行ったらいいか分からないんで、どこでもいいから来てくださいと言われても、どこへ行ったらいいのか分からないんじゃないしに、そこへ行けばどこかにつながれるというところが一番ベターではないかなあと。このたくさんいただいた相談、私に対する相談の文面から見えてくるのはそういうことだと思うんですけども、そういう考え方というのは、町長、教育長ともにどのようにお考えですかね。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かにワンストップの相談窓口があると便利なんですけど、ただ、今いみじくも議員が御指摘されたように、相談内容が多岐にわたって、例えば相談窓口は何人もいればいいんですけど、やはり1人ないし2人で、じゃあ果たしてちょっと専門的な相談のときにその方で適切に答えられるかどうかということもありますので、ちょっとこれから、また教育委員会とか、またいろんな関係者として、まず今議員の御提案として受け止めて、よりよい方法を探っていく、なかなかこういった問題というのは、本当に100%の正解というのはなかなかないと思いますが、ベストでなくベターの考えで鋭意努力していく、今はちょっとそれだけしか申し上げられません。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

結局先ほど出てきた連携都市のやつでも、ホッとダイヤルというのも、結局どこからかかってきたのかも分からない、どこの誰かも分からない子供から、親から電話がかかってくるという状況の中で、じゃあ何を答えるかという、そういう内容だったらここへ行ったほうがいいんじゃないのとかという話だと思うんですよ。現に、実は恥ずかしながら私の次男も電話をかけたことがあって、そういうところへ、細かく何を相談したのかは言いませんでしたけれども、そういうときはこういうところへ行ったらいいよと言われてたよということだけは聞いたんですけども、後から電話したのは発覚したわけなんですけれども、結局そこで全部受け止められるわけがないんですね。現に、以前合併問題で揺れていたときに、一旦落ち着いたときに笠松町でも窓口のワンストップをやるという話が随分議論されていたと思います。笠松町の。しかし、それも先ほど町長が言われたように、全部にスキルを持つ人間が窓口の担当をすると

というのは非常に難しいということもあって、結局その話はなくなってしまいました。笠松町の窓口のワンストップ化というのはなくなってしまいました。そういうことと同じことだろうとは思いますが、例えば大きな病院の総合窓口であったり、「いや、こんなふうなんですけどどこへ行ったらいいですかね」「じゃあ、あそこで診察してくださいよ」というふうでまずはいいと思うんですよ、最初は。あそこへ行けばどこへ行ったらいいか教えてくれるよでいいと思うんですよ。誰に相談したらいいか分からないわけですよ。例えば通級に来年も行きたいんだけど、人数が増えたら行けんかもしれんよと言われてしまったら、じゃあどこへ相談したらいいのか分からないですよ。通級に相談しても行けんかもしれんよと言われちゃったのに、じゃあどこへ相談するのってなっちゃうじゃないですか。だから、そればかりじゃないんですけども、そういうことで交通整理ができる人が1人おればいいのかなあというふうに思うんですが、僕の考えは間違っておるでしょうか。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） ちょっと話がそれちゃうかもしれませんが、かつてというか、大分昔の話になりますが、困ったときに役場というか、岐阜市庁とかに行って相談すると、はい、じゃあこれはあっちですよ、こっちですよとたらい回しに、いわゆる言葉は悪いですけどたらい回しにされたり、相談者に対してそういうことは絶対によくないなということを思って、だからワンストップ化というのは非常に大事なことだと思うんですけども、ただ、不登校について相談がありますからこっち、生徒指導、いじめについてはこっちという、それだけの単純な割り振りのできる受付業務ではないということを、私、実はエールにおりまして、ちゃんと専門の相談員が受付をやっているということなんですね。なので、そこら辺のノウハウというか、非常に相談される方がいろいろ自分の困り感を持って相談をされている、そのことをまずきちっと受け止めて、そして、ああ、お気持ち分かりましたとなり、ちょっとこのことについてはこちらのほうへというふうにつなぐという、そのノウハウというのは非常に難しい部分があって、価値があるんだけど難しいなあということを思っております。

あと、川島議員さんがおっしゃられたどういうふうには回答が返ってきたかというその言葉を聞いて、そういうふうには受け止められているということについては、もっともっと何か、相談というか、話の聞き方であるとか、相手への返し方であるとかね、相談者への。その辺、その人たちの本当に心の底にある思いをきちっと理解をした上で返していかなきゃいけないなあということを思います。きっと、学校の先生方やその相談の先生方も恐らくそういう気持ちで、言葉はそういう丁寧な言葉で返していると私は信じていたんだけど、冷たく、こっち行きなさいよ、あっち行きなさいよじゃなくて、そうやって思うんだけど、でもやっぱりもし自分が相談者としていろいろ相談に行くと、本当に自分の思いどおりの回答が返れば、やはりそれなりの受け止め方をするだろうけれども、なかなか思いが実現しないような回答をい

ただいたときに、やっぱりその受け止め方というのは違ってくることがある。そうしたことも含めながら、相談者の方がそうした思いでいるということを支援者がきちっと理解をして対応していかないといけないなあということを議員さんの御質問からまた学ばせていただきました。ありがとうございました。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

さっき言ったように、交通整理と言いましたけれども、大変難しい業務であるということは私も重々分かっているわけでありまして。それでもあえてそういう言い方をさせていただいたというのは、それほどやっぱり一人一人の方というのは困っておられる。どこへ行ったらいいか分からない、どうしたらいいか分からない、もちろん我々議員もその代弁者の一人としてそういう働きをしなきゃいけないというのは重々分かっているわけなんですけれども、何分全てに対して僕らも専門知識があるわけでもありませんので、やっぱりそちら側におられる方々のお力をお借りしながらいろいろ御相談をしていくしかないわけなんですけれども、今後ともそういうことについても十分検討していただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、教育長、スクールロイヤーのことについてお話ししていただきました。ありがとうございます。以前NHKのドラマでスクールロイヤーのをやっていたので、とても興味深くお話を聞かせていただきました。

先ほど言った何点かの業務のことが答弁にあったと思うんですけれども、基本的に学校側が相談するという形になっていると思うんです。生徒たちや保護者の安心のためにそういう制度を導入しますということだったんですけれども、例えば月に1回でも、学期に1回でもいいので、直接、それこそ整理は難しいかもしれませんが、保護者や子供が直接相談できるような日があってもいいのかなあと、それでこそバランスが取れるんじゃないかなあというふうに思います。ここで言うのはちょっと口幅ったいですけれども、全ての先生が全てまともかどうかというのは、いろんな事件の中でも問題点があったりする場合もあるので、羽島郡の先生にそんな先生はいないと思いますが、今後、以前もやっぱり万引きしたり、お酒を飲み過ぎた先生もお見えになったし、今後はどうなのかということも含めて、そういうことについての話を伺う、それでそういうことを、例えば要求することはよくないんだということをきちんと子供にもロイヤーの方から話をさせていただくというのも大事なことかなあというふうに思うんですけれども、そういうふうに直接お話ができるような窓口というか、そういうことというのはお考えないですか。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 保護者からの直接の相談は考えてはおりません。ただ、議決をいただ

いて、いざそういった弁護士の意向を委託する際は、必要に応じては保護者の方も、立会いじゃないけれども、学校のほうへ来ていただいて、そして弁護士さんからのお話をさせていただくということもなきにしもあらずかというふうに思っています。

今回のスクールロイヤー制度もいろんな制度があつて、例えば県で採用するという、例えば三重県なんかはそういう制度を取っていますけれども、非常に時間がかかるんですね。私が望んでいるのは、やっぱりできるだけ速やかに、ちょっとこれは長引きそうとか、何かトラブルに行きそうだなというところで早期に相談ができる体制をつくりたいと。スクールロイヤーという法律で勝った負けたという、そういう感じではなくて、いかに保護者の方も学校もお互いに理解をし合つて、納得してそのトラブル事案というか、そういったものを解決できるか、していくかという、そこが一番の狙いでございますので、白黒つけるとかそういうことでスクールロイヤーを委託するということではございませんので、そこだけ御了承いただきたいです。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

もちろん私もその意見には同感をいたします。白黒つけるということではなしに、子供たちを本当に守っていくという考えでやっていただければいいかなというふうに思っています。ぜひともそういう形で、先生方が伸び伸びと学校の授業をしていただけるような配慮をしていただけるということでスクールロイヤーというのも重要な役目になってくる。先生方が伸び伸びと子供たちに接していただけるということは、子供たちも伸び伸びと勉強できるということにも思いますので、先生方をそういう形にしていくというのも、安心材料としてそういうものを持っているというのも大事なことだというふうに思っております。

いずれにしても、子供たちの意見を、子供だからということだから信用できないとかそういうことではなく、条例をつくった町として、子供の意見もちゃんと一人の人間として等しく聞ける体制をつくっていくということをお願いしまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（田島清美君） これをもって一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（田島清美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時56分

